

3 施設の整備等の推進

(1) 小規模保育施設等の整備の推進

勸 告	説明図表番号
<p>小規模保育事業は、児童福祉法第6条の3第10項において、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が6人以上19人以下であるものに限る。以下「小規模保育施設」という。）で保育を行う事業とされている。</p>	表3-(1)-1
<p>また、家庭的保育事業は、同法第6条の3第9項等において、保育を必要とする乳児・幼児であって満3歳未満のものについて、市町村長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者（以下「家庭的保育者」という。）の居宅その他の場所（利用定員が5人以下であるものに限る。以下「家庭的保育施設」という。）で家庭的保育者による保育を行う事業とされている。</p>	表3-(1)-1、2
<p>厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成28年4月1日）」によると、平成28年4月1日時点の保育所等待機児童数は、満3歳未満の子どもが86.8%を占めているが、小規模保育施設等（本細目3(1)においては、小規模保育施設及び家庭的保育施設を指す。）は、この3歳未満の3号認定者を対象とした小規模な保育の類型として新制度において新設されたもので、都市部では、小規模保育施設等を増やすことによって、待機児童の解消を図り、人口減少地域では、隣接する市町村の認定こども園等と連携しながら、小規模保育施設等の拠点によって、地域の子育て支援機能を維持・確保することを目指すものとなっている。</p>	表3-(1)-3
<p>加速化プランにより、待機児童の大部分を占めている3歳未満の子どもについて、重点的に受入れを増加させるため、新制度の取組を先取りするかたちで小規模保育施設等の整備が進められてきたところであり、厚生労働省の「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」によると平成28年4月1日時点で3,387の小規模保育施設等が設置されている。</p>	表1-(3)-5-2（再掲）
<p>加速化プランにより、待機児童の大部分を占めている3歳未満の子どもについて、重点的に受入れを増加させるため、新制度の取組を先取りするかたちで小規模保育施設等の整備が進められてきたところであり、厚生労働省の「地域型保育事業の件数について（平成28年4月1日現在）」によると平成28年4月1日時点で3,387の小規模保育施設等が設置されている。</p>	表3-(1)-4
<p>「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）では、新たに小規模保育施設等の整備を支援するなど多様なサービスの受皿の整備を進めることとされており、今後更に整備が進むことで待機児童の解消が期待される。</p>	表3-(1)-5
<p>「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成27年11月26日一億総活躍国民会議）では、新たに小規模保育施設等の整備を支援するなど多様なサービスの受皿の整備を進めることとされており、今後更に整備が進むことで待機児童の解消が期待される。</p>	表3-(1)-6
<p>しかし、小規模保育施設等は0歳から2歳までを対象とした施設であることから、3歳以降は、保護者は新たな預け先を探す必要が出てくるという、いわゆる「3歳の壁」問題が生じることとなる（注）。</p>	
<p>こうした背景もあり、小規模保育施設等は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）により、施設を利用する子どもに対する保育が適正かつ確実に行われ、小規模保育施設等による保育の提供の終了後も満3歳以上の子どもに対して、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保することとされている。この3歳以降の受皿の確保のほか、連携施設には、小規模保育施設等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援や代替保育の</p>	表3-(1)-2（再掲）

<p>提供（以下、これら三つの要件をそれぞれ「卒園後の受皿」、「保育内容の支援」及び「代替保育の提供」といい、三つの要件を合わせて「連携3要件」という。）が求められている。</p>	
<p>また、小規模保育施設等には国が定める基準により算定した費用（以下「公定価格」という。）から利用者負担額を控除した額が支給されており、当該公定価格には「連携施設との連携に係る費用」が含まれている。当該公定価格に関して内閣府が公表している「公定価格に関するFAQ(よくある質問)」(平成27年9月18日時点版)において、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3要件全てを満たす連携施設を確保することが必要であるとされている。</p>	表3-(1)-7
<p>なお、連携施設の確保に関しては経過措置があり、同基準の施行の日から起算して5年間(平成31年度末まで)は、連携施設を確保しないことができるとされており、期間経過までに連携3要件全てを設定しておく必要がある。</p>	表3-(1)-2(再掲)
<p>(注)厚生労働省が平成28年3月28日に公表した「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」では、待機児童が生じている市町村の小規模保育施設を対象として、例外として認められている3歳以降の継続入園をやすくすることを考慮して、定員弾力化により、19人を超えた受入れの拡大(22人まで)を推進することとされている。ただし、人員基準や面積基準を満たすことが条件とされている。</p>	表3-(1)-8
<p>ア 連携施設の確保の推進</p>	
<p>(連携施設の確保状況)</p>	
<p>今回、調査対象である66市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある44市町村が認可した931小規模保育施設等における連携施設の確保状況を調査したところ、近隣の全ての保育所等に連携施設になることを断られるなどして、253施設(27.2%)で連携施設が確保できていなかった(注)。</p>	表3-(1)-9
<p>また、調査対象である37小規模保育施設等のうち、8施設は連携施設が確保できておらず、このうち5施設は、経過措置期間中に連携施設が確保できるとの見込みが立っていないとしており、市町村からの支援が得られなければ、今後も連携施設は確保できないという意見も聴かれた。</p>	表3-(1)-10 表3-(1)-11
<p>(注)連携3要件のうち、1要件以上設定できていれば連携施設を確保済みとして整理している。</p>	
<p>(連携施設の確保に向けた市町村の支援の推進)</p>	
<p>今回、連携施設の確保に係る制度の理解の状況について調査対象である37小規模保育施設等のうち2小規模保育施設等からは、小規模保育施設等が連携施設の候補先である保育所等に連携施設の設定の依頼をしたが、保育所等が制度の内容を十分に承知しておらず、説明に苦勞したとする意見が聴かれた。また、今回、調査対象である82保育所等のうち、18保育所等では、小規模保育施設等から連携要請があつて初めて制度を認識した、制度の理解不足により、直ちに連携施設となることに抵抗を感じる等としており、制度の理解が進んでいなかった。</p>	表3-(1)-12 表3-(1)-13、14
<p>「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成26年9月5日付け雇児発0905第2号)では、小規模保育施設等自らが連</p>	表3-(1)-15

携施設を確保することを基本とした上で、公立施設を連携施設として設定することや、小規模保育施設等に連携施設をあっせん・調整するなど、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましいとされている。

そこで、37 小規模保育施設等及び小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村における、連携施設の確保に当たっての市町村の支援の状況を調査したところ、小規模保育施設等と連携施設の候補先双方の関係事業者を集め、双方の理解を深めるための懇談の場を開催することで、連携施設の確保に向けた話を進めやすくしている等の支援を行っている市町村がある一方で、次のように市町村による支援が十分でないと思われる状況がみられた。

- ① 近隣の連携施設の候補先から連携施設の設定を断られ、市町村に支援を求めたが、特段の支援を受けられなかったとするもの（4 小規模保育施設等）
- ② 連携施設の確保は 5 年間の経過措置があることから、その期間の状況を確認してから対策を検討するとするもの（11 市町村）
- ③ 連携施設の確保について、まずは、小規模保育施設等自らが連携先を探すべきとする立場のもの（6 市町村）

また、調査対象である 82 保育所等のうち、連携施設となっている 3 保育所等を含む 4 保育所等からは、制度の理解が十分でないため、市町村で制度の説明会を開催してほしい等の意見が聴かれた。

前述したように、小規模保育施設等による連携施設の確保は、平成 31 年度末まで経過措置が設けられているが、小規模保育施設等によっては連携施設の確保の見通しが立っていないところもあり、また、この経過措置期間中にも、小規模保育施設等を卒園している子どもがいることを踏まえると、経過措置期間に関係なく、市町村による速やかな支援の開始が必要である。

これらの支援を効果的に推進する観点から、国は、連携施設の候補先の制度の理解を深める場を設けることなど、支援方策に係る情報を市町村に提供することが必要である。

イ 連携内容の実行性の確保に向けた取組の推進

連携施設の確保の趣旨が、小規模保育施設等を利用する子どもに対する保育が適正かつ確実に行われることを目的としていることを踏まえると、連携内容が小規模保育施設等と連携施設の双方で明確になっていることや、連携内容がより実行されやすく、保護者にとって利用しやすい施設を確保することが重要である。

今回、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村ごとに連携施設と距離が離れている上位 5 小規模保育施設等を抽出し、その距離をみたところ、5 km 以上離れているものが 34 施設、うち 10 km 以上離れているものが 10 施設あった。

また、調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、卒園後の受皿を設定しており、平成 27 年度に卒園児がいた 11 小規模保育施設等の卒園児の行き先を確認したところ、連携施設の受入枠があるにもかかわらず、連携施設との距離が離れていることを理由として、連携施設以外に入所している卒園児が 3 施設で存在し

表 3-(1)-16

表 3-(1)-17

表 3-(1)-18

表 3-(1)-19

表 3-(1)-20

ていた。

こうした小規模保育施設等と連携施設との距離等といった、連携内容の実行が担保されるかどうかといった点を市町村が確認することは、より連携内容が実行されやすい施設を確保する観点からは重要である。

今回、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村について、連携内容が実行されやすいものとなっているかどうか等の確認の実施状況を調査したところ、次のとおり、連携内容を確認しているものがみられた。

- ① 協定書、連携施設確保に関する報告書、ヒアリング等で卒園後の受入可能人数を把握するなど、小規模保育施設等を認可する際に、連携施設が卒園後の受皿として十分な人数等が確保されているか確認しているとするもの（10 市町村）
 - ② 小規模保育施設等の認可後に、電話や施設への訪問により実際に連携内容が実行されているか確認しているとするもの（6 市町村）
- 一方、次のとおり、連携内容の実行性を確認していないものがみられた。
- ① 連携内容が担保されているかどうかの確認は各施設に任せており、認可時に市町村では確認していないとするもの（10 市町村）
 - ② 現状では、連携内容を書面により定めておくことは必須とされていないため、協定書等がない場合は、市町村として連携内容の詳細を確認できないとするもの（2 市町村）

また、連携施設との連携内容の取決めの状況が確認できた 27 小規模保育施設等について、その状況を確認したところ、連携内容について、協定書等の書面の形式によらず口頭で確認しているものが 7 施設あった。

小規模保育施設等における保育が適正かつ確実に行われるようにするためにも、連携内容を小規模保育施設等と連携施設の双方で明確にしておくことに加え、その連携実績等を踏まえて、必要に応じて、小規模保育施設等において連携施設を確保した後もより連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設を探す努力を続ける必要がある。

また、これらの取組を効果的に推進する観点から、国は、小規模保育施設等と連携施設との距離の確認など連携内容の実行性を確保する方策に係る情報を市町村に提供することが必要である。

ウ 連携 3 要件の設定の状況

前述したように、連携施設の確保には 5 年間（平成 31 年度末まで）の経過措置が設けられており、小規模保育施設等はこの間に連携 3 要件全てを設定する必要がある。今回、調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、連携施設を確保し、その連携内容を協定書等で確認できた 20 施設では、連携 3 要件の全てを設定できているものが 11 施設（55.0%）、二つ設定できているものが 5 施設（25.0%）、一つ設定できているものが 4 施設（20.0%）あった。

調査対象のうち、連携 3 要件の提供を依頼する立場である小規模保育施設等か

表 3-(1)-21

表 3-(1)-22

表 3-(1)-23

らは、代替保育の提供について、小規模保育施設等において基準以上の保育士等を確保している場合には、実際に代替保育の提供を依頼する機会は少ないとする意見が3施設から聴かれた。

また、調査対象のうち、連携3要件を提供する立場である保育所等及び連携施設の確保を支援する立場である市町村からは、代替保育の提供及び卒園後の受皿の設定について次のような意見が聴かれた。

- ① 代替保育の提供の設定に関し、連携施設側に保育士資格を有している幼稚園教諭がいるものの、0歳児から2歳児までの保育を実施した経験がなく、その設定が容易でないとするもの（2幼稚園）
- ② 代替保育の提供の設定に関し、業務が多忙であり、小規模保育施設等に代替保育を提供する余裕がないとするもの（1認定こども園、3幼稚園、3保育所）
- ③ 卒園後の受皿の設定に関し、保護者が小規模保育施設等の卒園後、就学前まで見据えて希望する保育所等と連携施設が必ずしも一致しないことが想定されるため、特定の保育所等を連携施設として設定することをちゅうちょしているとするもの（4市町村、1幼稚園）
- ④ 卒園後の受皿の設定に関し、必ず入所してくれるか分からない枠をあらかじめ確保しておくことは容易でないとするもの（1幼稚園、1保育所）

経過措置期間中の卒園後の受皿の設定については、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科発第651号、雇児発0910第2号）において、利用調整に当たっての優先度を高めることが認められている。そのため、3歳児以降の受入枠に余裕がない等の状況から、特定の施設を連携施設として確保するのではなく、利用調整時の加点で対応しているもの（注）が15市町村あった。

この卒園後の受皿の設定や代替措置として利用調整時の加点による対応をとることについては、調査対象である市町村及び小規模保育施設等から、次のような意見が聴かれた。

- ① 小規模保育施設等に対し、特定の施設を確保するよう要請しているが、市町村内に待機児童が生じている中、他にも優先順位の高い者がいる場合に、特定の施設を卒園後の受皿として設定し、小規模保育施設等の卒園児の入所を担保させてよいのか判断に迷うとするもの（3市町村）
- ② 卒園後の受皿の在り方についての考えを確認できた28小規模保育施設等では、保護者の安心につながる等の理由から、特定の施設の確保が望ましいとするもの（20施設）、連携施設の確保が難しい等の理由から利用調整時の加点による対応を求めるもの（11施設）と双方の意見あり

なお、上記②の加点による対応を求める11施設のうち5施設から、加点する際、卒園後の受皿を確保できるのに十分な加点となるように求める意見が聴かれた。

（注）利用調整では、保育所等の利用に係る優先度を踏まえてその利用の調整が行われるが、市町村において独自に調整指数が定められ、例えば、ひとり親家庭等の一定の要件に該当

表3-(1)-24

表3-(1)-25

表3-(1)-26

表3-(1)-27

する者に対しては調整指数を加点する措置を講じ、当該者を優先的に保育所等の利用をさせる取扱いを行っている例がみられる。

【所見】

したがって、厚生労働省は、小規模保育施設等の整備を円滑かつ効果的に推進する観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- ① 市町村に対し、次の点を要請すること。
 - i) 市町村自ら連携施設の候補先に連携施設の制度内容を説明することや、関係者間の接触を図るような懇談の場を設定するなど小規模保育施設等における連携施設の確保に向けて必要な支援を行うこと。
 - ii) 小規模保育施設等に対し、連携施設を確保する際には、書面によりその連携内容を定めておくよう要請すること。
 - iii) 小規模保育施設等の認可時やその後の運営状況の確認等を通じて、連携内容が担保されないおそれや担保されていない状況を確認した場合には、必要に応じ、引き続き、連携内容が実行されやすく、保護者にとって利用しやすい連携施設の確保に向けて取り組むこと。
- ② 上記①の市町村の取組を効果的に推進する観点から、小規模保育施設等における連携施設の確保に向けた効果的な支援方策や連携内容の実行性を確保する方策に係る情報を把握・分析し、市町村に提供すること。

表 3-(1)-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

2～8 （略）

9 この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業

10 この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

11～14 （略）

第 24 条 （略）

2 市町村は、前項に規定する児童に対し、認定こども園法第二条第六項に規定する認定こども園（子ども・子育て支援法第二十七条第一項の確認を受けたものに限る。）又は 家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。以下同じ。）により必要な保育を確保するための措置を講じなければならない。

3～7 （略）

第 34 条の 15 市町村は、家庭的保育事業等を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。

3～7 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-1-2 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）（抜粋）

（保育所等との連携）

- 第 6 条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、第七条第一項、第十四条第一項及び第二項、第十五条第一項、第二項及び第五項、第十六条並びに第十七条第一項から第三項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第三号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第十六条第二項第三号において同じ。）を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。
- 一 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
 - 二 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。）を提供すること。
 - 三 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあつては、第四十二条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

（職員）

- 第 23 条 家庭的保育事業を行う場所には、次項に規定する家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。（後略）
- 一 （略）
 - 二 （略）
- 2 家庭的保育者（法第六条の三第九項第一号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市町村長が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第五項に規定する事業実施区域内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。
- 一 保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者
 - 二 （略）
- 3 （略）

附 則

（連携施設に関する経過措置）

- 第 3 条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第五十九条第四号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、第六条第一項本文の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

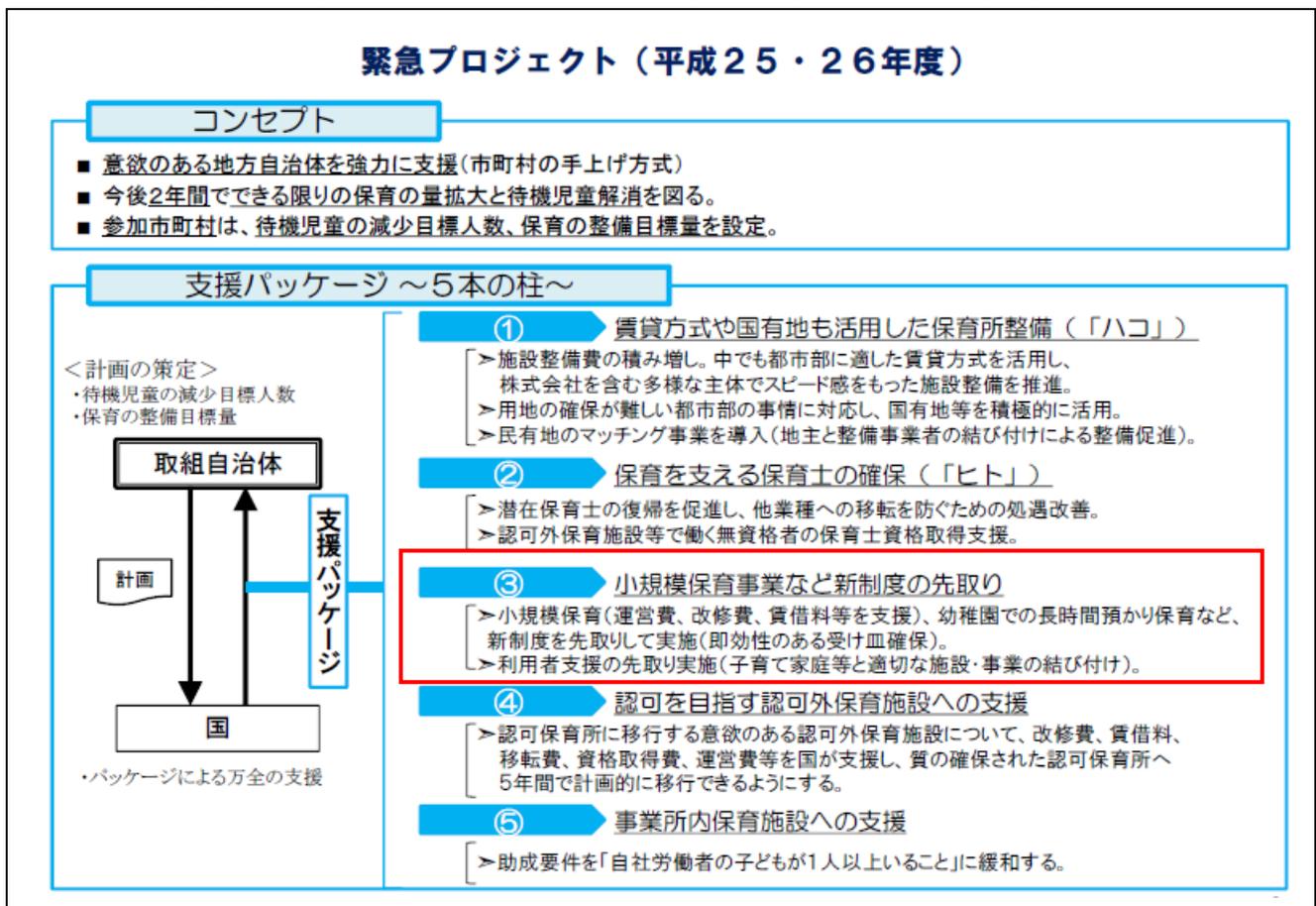
（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(1)-3 年齢区別の保育所待機児童数（平成 28 年 4 月 1 日時点）

区分	保育所待機児童数
低年齢児（0～2 歳）	20,446 人 （ 86.8%）
うち 0 歳児	3,688 人 （ 15.7%）
うち 1・2 歳児	16,758 人 （ 71.2%）
3 歳以上児	3,107 人 （ 13.2%）
全年齢児計	23,553 人 （ 100%）

(注) 1 厚生労働省の「保育所等関連状況取りまとめ（平成 28 年 4 月 1 日）」を基に当省が作成した。
 2 （ ）内は、「全年齢児計」に占める割合を示す。

表 3-(1)-4 待機児童解消加速化プラン（平成 25 年度補正予算・平成 26 年度予算ベース版）



(注) 厚生労働省の公表資料を基に当省が作成した。

表 3-1-5 地域型保育事業の件数（平成 28 年 4 月 1 日時点）

事業	件数	
小規模保育事業	2,429	3,387
家庭的保育事業	958	
居宅訪問型保育事業	9	
事業所内保育事業	323	
合計	3,719	

(注) 1 厚生労働省の「地域型保育事業の件数について（平成 28 年 4 月 1 日現在）」を基に当省が作成した。

2 「件数」は、地方公共団体が自ら設置した件数及び認可した件数を指す。

表 3-1-6 「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」（平成 27 年 11 月 26 日一億総活躍国民会議）（抜粋）

2. 「希望出生率 1.8」に直結する緊急対策

■ 出産後・子育て中も就業が可能な多様な保育サービスの充実

- 子ども・子育て支援新制度の下で、新たに小規模保育事業所の整備を支援するなど、認可保育所以外の多様な保育サービスの受け皿の整備を進める。また、近隣住民等に配慮した防音対策を支援する。【特に緊急対応】

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-1-7 「公定価格に関する F A Q（よくある質問）」（平成 27 年 9 月 18 日時点版、内閣府公表）（抜粋）

- 家庭的保育事業等は、連携施設を設けることが要件となっており、公定価格上、基本分単価に「連携施設との連携に係る費用」が積算されています。このため、たとえ経過措置期間中であっても、連携施設の設定がなされていない場合には、減算の対象となります。なお、連携施設は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）第 6 条第 1 項各号に掲げる全ての連携協力が確保されたものであることとします。

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-1-8 「待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について」（平成 28 年 3 月 28 日厚生労働省公表）（抜粋）

II 規制の弾力化・人材確保等

4 小規模保育園等の卒園児の円滑移行

- 例外として認められている 3 歳児以降の継続入園をしやすくすることも考慮し、19 人以下で定員設定されている小規模保育事業について、定員弾力化により、19 人を超えた受入れの拡大（22 人まで）を推進する。（人員基準や面積基準は満たすことが必要）

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-1-9 市町村における小規模保育施設等に係る連携施設の確保状況

小規模保育施設等数	931 (100%)
連携施設確保済の施設数	678 (72.8%)
連携施設未確保の施設数	253 (27.2%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村が認可した 931 小規模保育施設等を対象とし、当該施設における連携施設の確保状況について、市町村からの回答を整理した。
 3 連携 3 要件のうち、1 要件以上設定できていれば確保済みとして整理している。
 4 () 内は、931 小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-1-10 小規模保育施設等の連携施設の確保状況

連携施設確保済の施設数	28 (75.7%)
連携施設未確保の施設数	8 (21.6%)
その他	1 (2.7%)
合計	37 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 37 小規模保育施設等について整理した。
 3 「連携施設確保済の施設数」欄は、連携 3 要件のうち、1 要件以上設定できていれば確保済みとして整理している。また、「その他」欄は、市町村が私立保育園連盟の団体と連携協定を結んでおり、小規模保育施設等は、市町村を通じて連盟に支援を要請する仕組みとなっているため、特定の連携施設を確保していないものである。
 4 () 内は、37 小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-1-11 連携施設が確保できていない小規模保育施設等における確保に関する今後の見込み

(単位：施設)

確保できる見込みなし	5
市町村からの支援がなければ確保できる見込みなし	2
確保に向けて、連携施設の候補となり得る施設と検討中	2
その他	1
合計	8

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、連携施設が確保できていない 8 施設 (表 3-1-10 における「連携施設未確保の施設数」に該当) について整理した。
 3 「その他」欄は、当省の調査日時点 (平成 27 年 8 月から 11 月までの間) で、連携施設確保に関する市町村の方針が決定されていないため、連携施設の確保に向けた活動を行っていないとするものである。

表 3-(1)-12 連携施設の候補先に対する説明に苦勞したとする事例

<p>9 施設の園長に対して、卒園後の受皿の設定について打診したが、8 施設から断られ、連携設定を受けてもらえた 1 施設においても一部の園児分しか卒園後の受皿を設定できていない。</p> <p>断られた原因として、連携施設の候補先が、小規模保育施設等は連携施設の確保が求められていることを承知していなかったため、理解してもらえず承諾を得られなかったとするもの（1 小規模保育施設等。ほか、同様の事例の 1 小規模保育施設等あり。）</p>
--

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 37 小規模保育施設等から聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-13 保育所等における小規模保育施設等との連携状況

(単位：施設)

区分	連携施設となっている施設	連携施設となっていない施設	その他	合計
認定こども園	7	12	1	20
幼稚園	5	16	0	21
保育所	16	24	1	41
合計	28	52	2	82

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 82 保育所等（20 認定こども園、21 幼稚園、41 保育所）について整理した。
 3 「その他」欄は、市町村が私立保育園連盟の団体と連携協定を結んでおり、市町村を通じて小規模保育施設等から支援の要請があった場合に対応する仕組みとなっているため、特定の連携施設となっていないものである。

表 3-(1)-14 保育所等における小規模保育施設等に係る制度の理解に関する意見

1	小規模保育施設等から連携要請があつて初めて制度を認識した（3 施設）
2	今回の総務省の調査に当たって初めて制度を認識した（1 施設）
3	市町村から小規模保育施設等に係る連携施設の役割等の情報提供を受けていない（8 施設）
4	市町村から小規模保育施設等に係る制度の説明が余りなかったため、連携について詳細を認識していない（3 施設）
5	小規模保育施設等の理解が進んでおらず、直ちに連携施設となることに抵抗を感じる（1 施設）
6	小規模保育施設等が卒園後の受皿を設定しないといけないことは承知しているが、その他の連携要件については認識していなかった（2 施設）

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 82 保育所等（20 認定こども園、21 幼稚園、41 保育所）に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-15 「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」(平成 26 年 9 月 5 日付け雇児発 0905 第 2 号)(抜粋)

2. 総則

(1) (略)

(2) 連携施設について(第 6 条・第 45 条・附則第 3 条関係)

家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)については、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、①～③までに掲げる事項にかかる連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保する必要がある。

ただし、離島その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると市町村が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業者を除く。以下この(2)及び(3)において同じ。)を行う家庭的保育事業者等についてはこの限りでない。

①保育内容の支援について(第 6 条第 1 号)

保育内容の支援については、3 歳児に近い 2 歳児に対する集団保育の体験機会の提供のほか、具体的な連携内容の例として以下のようなものが想定されるが、当該提供する保育の内容等を踏まえ、連携施設からの必要な支援内容を設定する必要がある。

(i) 給食に関する支援について

給食については、家庭的保育事業者等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)内で調理する方法(当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。以下「自園調理」という。)を原則としつつも、事業規模と負担を勘案し、第 16 条第 1 項各号の要件を満たす家庭的保育事業者等については、連携施設を含む(3)の搬入施設から搬入する方法を認めることとしている。このことを踏まえ、例えば、連携施設から搬入を行う場合には、連携施設が献立を作成し、離乳食対応やアレルギー児対応、体調不良児対応などを含め、給食の調理、搬入を行うことなどが、自園調理の場合には、献立の作成に関する助言を行うことなどが考えられる。

なお、連携施設から搬入を行う場合、献立作成を含めた給食調理、搬入方法、費用負担に係る取り決め、契約が必要であることに留意すること。

(ii) 嘱託医(健康診断)について

連携施設と家庭的保育事業者等で同一の嘱託医に委嘱する場合に、必要に応じ、連携施設と家庭的保育事業者等の合同で健康診断を行うことが考えられる。

(iii) 園庭の開放家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で園庭を開放することが考えられる。

(iv) 合同保育家庭的保育事業者等から求めがある場合に、連携施設は、当該連携施設の運営に支障のない範囲で合同による保育を行うことが想定される。特に、集団保育の必要性が生じてくる 2 歳児について、保育のグループ単位が小さくなりがちなことから、定期的な合同保育の場により、集団保育の機会を確保することを目的とし、3 歳児からの円滑な集団保育につなげることを意図しているもの。このほか、発達に遅れのある可能性がある子どもの早期発見、適切な保護者・家庭支援について、連携施設におけるノウハウ等を活用し、連携先において適切な助言・相談を行うこと等も考えられる。

②代替保育の提供について(第 6 条第 2 号)

具体的な連携内容としては、家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、連携施設が代わって保育を提供することが考えられる。また、家庭的保育事業所等の職員が研修を受講する場合に、連携施設が代わって保育を提供することも考えられる。

③卒園後の受け皿の設定について（第6条第3号）

家庭的保育事業所等は、乳児又は満3歳未満の幼児を受入対象とした施設であり、卒園後の確実な受け皿があることにより、保護者の安心、ひいては事業の安定性の確保につながることから、当該受け皿としての連携施設を確保することが重要である。

連携施設の設定に当たっては、必ずしも1事業につき1連携施設を設定する方法に限らず、1事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法や、複数の事業の卒園児を複数の連携施設で受け入れる方法も考えられる。このため、連携施設については、認可施設に限ることとしたうえで、受け皿対象となる施設に関するルールについて、地域における必要性に応じ、市町村がルールを定めることとし、当該ルールに基づき、各事業者が確保することを基本とした上で、公立施設を連携施設として設定することや、当該事業所に連携施設をあっせん・調整するなど、市町村が積極的な関与・役割を果たすことが望ましい。

(3) ～ (5) (略)

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(1)-16 市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援事例等

1	<p>小規模保育施設への移行を検討している認可外保育施設があったため、市町村が認可外保育施設と認可保育所との意見交換会を開催した。当該市町村によれば、意見交換会に参加等した認可外保育施設及び認可保育所から次の感想が聴かれたとしている。(1 市町村)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認可保育所から良くない印象を持たれていると認識していたが、意見交換することにより、お互いの距離が縮み、小規模保育施設等へ移行することの不安が解消された。(小規模保育施設等) ・ 意見交換会の内容の伝達を受けたことで小規模保育施設等の制度について理解が深まり、連携施設の設定の依頼があった時も抵抗感はなかった。(認可保育所)
2	<p>新制度の説明会等において認可保育所等に対し連携について協力を依頼しており、今後も園長会等で、小規模保育施設等に関する情報を周知し、連携の協力を呼び掛ける。(7 市町村)</p>
3	<p>小規模保育施設等に任せるだけでは連携が進まないと考えたため、小規模保育施設等に移行する予定の施設に連携施設希望調査表を配布し、連携施設の候補先として挙げた施設に対して市町村から連携の依頼を実施しており、現在、小規模保育施設等に移行した市町村内にある全施設が連携施設を確保済みである。(1 市町村)</p>
4	<p>小規模保育施設等の事業者からの求めに応じて、市町村が近隣の教育・保育施設の紹介、仲介等を行う。(3 市町村)</p>
5	<p>小規模保育施設等から公立保育所等との連携希望の申出があれば、市町村が近隣の公立保育所等に対し、合同保育、園庭開放等の連携制度の説明を行い、小規模保育施設等の連携先としている。(6 市町村)</p>
6	<p>これまでの確保状況をみると、小規模保育施設等を運営する法人の同系列の施設でない限り、小規模保育施設等が自ら連携施設を探し出して確保することは困難であり、小規模保育施設等と認可保育所等との間に入って仲介することが必要であると考え、小規模保育施設等に連携施設の候補となり得る施設を紹介した。(1 市町村)</p>
7	<p>連携施設に関するガイドラインを策定し、小規模保育施設等と連携施設が、連携内容について円滑に協議できるように具体的な内容・水準・条件（例えば、連携施設との合同保育は年 6 回程度を推奨、園庭等の定期的な利用は週 1 回～月数回など）等を示した。(2 市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村に聴取した結果について整理した。なお、() の市町村数のうち、1 市町村が重複している。

表 3-(1)-17 市町村における小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援が十分でないと思われる例

連携施設の候補となり得る施設から設定を断られ、市町村に支援を求めたが、特段の支援を受けられなかったとするもの	
1	卒園後の受皿の役割を担う連携施設の確保のために、複数の認可保育所等に打診をしたが断られ続けており、その状況を市町村に伝えているものの、特段の支援を受けられていないことから、経過措置期間中に連携施設を確保できる見込みはないとしているもの（2 小規模保育施設等）
2	自ら近隣の認可保育所や私立幼稚園を訪問し、連携設定の依頼をしたが、全て断られている。この状況について、市町村に相談しても、特段の支援を受けられず、最終的には、近隣ではない施設と連携設定しているもの（1 小規模保育施設等）
3	卒園後の受皿の役割を担う連携施設の確保のため、自ら近隣にある複数の認可保育所等に訪問し、連携設定の依頼をしたが、1 施設を除いて、全て断られている。卒園後の受皿設定について、市町村からの特段の支援を受けられず、卒園児全員分の受入枠を確保できていないもの（1 小規模保育施設等）
連携施設の確保は経過措置期間があるため、状況を確認してから対策を検討するとするもの	
1	小規模保育施設等から連携施設が見付からないとの相談を受けた場合であっても、経過措置期間中に確保するように伝えていることにとどまっている状況であるとするもの（1 市町村）
2	平成 27 年度は新制度が開始された初年度であること、連携施設の確保は 5 年間の経過措置期間があること等から、状況を確認してから対策を講じたいとするもの（2 市町村）
3	経過措置期間中に、小規模保育施設等が連携施設を確保できるように支援方策を検討中であるとするもの（8 市町村）
小規模保育施設等自らが連携先を探すべきとする立場のもの	
1	小規模保育施設等が自ら連携施設を見付けることが原則であるとし、自力で連携先を探すように説明しているもの（6 市町村）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村及び 37 小規模保育施設等に聴取した結果について整理した。
なお、() の市町村数のうち、4 市町村が重複している。

表 3-(1)-18 保育所等における市町村に求める支援に関する意見等

1	制度の理解が十分でないため、市町村で制度の説明会等を開催してほしい。(3 施設)
2	小規模保育施設等がどのような施設であるのかがよく分からないことから、小規模保育施設等の施設長との交流や情報交換の場があればよい。(1 施設)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 82 保育所等（20 認定こども園、21 幼稚園、41 保育所）に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-19 小規模保育施設等と連携施設との距離

(単位：施設)

1 km未満	1 km以上			合計
		5 km以上	10 km以上	
40 (25.0%)	120 (75.0%)	34 (21.3%)	10 (6.3%)	160 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村において、小規模保育施設等と連携施設との距離が離れている上位 5 小規模保育施設等について、その施設間の距離が確認できたものを整理したものである。なお、市町村によっては認可された小規模保育施設等が 4 施設以下の場合もあるため、小規模保育施設等数の合計は 220 施設ではなく 160 施設となっている。

3 () 内は、160 小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-(1)-20 小規模保育施設等の卒園児の行き先及び連携施設以外に入所している主な理由

1 11 小規模保育施設等の卒園児の行き先

(単位：人)

小規模 保育施 設等	連携施設の 種別	連携施設の受入枠	小規模保育施設等における卒園児の人数		
			連携施設以外に入所	連携施設に入所	
①	幼稚園	受入枠の設定なし	10	9	1
②	幼稚園	受入枠の設定なし	7	7	0
③	保育所	受入枠の設定なし	3	3	0
④	保育所	受入枠の設定なし	3	3	0
⑤	保育所	受入枠の設定なし	2	2	0
⑥	幼稚園	7	5	5	0
⑦	保育所	受入枠の設定なし	7	7	0
⑧	認定こども園	12	4	0	4
⑨	幼稚園	8	3	0	3
⑩	保育所	4	8	3	5
⑪	保育所	1	4	3	1

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、卒園後の受皿の連携要件を設定しており、平成 27 年度末に卒園児がいた 12 小規模保育施設等から、卒園児が引っ越したため、連携施設に入所しなかったとする 1 施設を除いた 11 施設の卒園児の行き先の状況である。

3 「連携施設の受入枠」欄は、協定書等に具体的な受入人数が記載されている場合の数を記載した。具体的な受入人数が設定されていない場合には「受入枠の設定なし」と記載した。

4 ①から⑥までの施設では、卒園後の受皿の連携要件が設定されていて、受入枠があるにもかかわらず、連携施設以外に入所している卒園児がいた。なお、⑦の施設では、卒園後の受皿の連携要件が設定されているが、平成 28 年度の受入枠がないと連携先から伝えられていたため、卒園児が連携施設に入所できなかった。

2 連携施設以外に入所している主な理由

当該小規模保育施設等では、卒園後の受皿の連携要件が設定され、受入枠があるにもかかわらず、卒園児が連携施設とは別の施設に入所している。卒園児は、連携施設との距離が離れている（施設間の距離が約 3 km の例あり）ことから、保護者が連携施設とは別の近隣の施設への入所を希望したため、連携施設に入所しなかった。（3 小規模保育施設等）（上記 1 の表の①、②及び⑤の事例）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 連携施設以外に入所している理由を把握している小規模保育施設等に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-21 市町村における連携内容等の確認状況

認可時に卒園後の受皿等について、十分な人数等が確保されているか確認を行っている例 (10 市町村)	
1	当該市町村が作成した書面のひな形に、卒園後の受皿となる連携施設において卒園児の受入可能人数を記載させることとしており、小規模保育施設等の認可時に、連携に関する協定書、連携施設確保に関する報告書、ヒアリング等で連携施設の受入能力が確保されているか把握し、受入枠が不足している場合は指摘する。(1 市町村)
2	小規模保育施設等の連携施設の受入能力については、認可時に口頭による確認を行っている。連携施設と同系列の法人によって運営されている小規模保育施設等については、連携施設側で児童が当該施設を卒園する時期等を把握でき、それに併せて受入枠を確保できると確認できたことから、受入能力について問題はないと判断した。(1 市町村)
3	連携施設となる保育所等の概要及び受入能力は常に把握している。保育内容の支援に関しては、施設間移動が必要となるため、安全性等について現地確認をしている。(4 市町村)
4	小規模保育施設等から連携先の希望として名前の挙がった保育所等に市町村から直接連携を依頼しており、その際に連携施設の受入体制も併せて把握し、連携施設の卒園後の受入可能人数を一覧にして整理している。(1 市町村)
5	当該市町村が主体となって公立保育所を小規模保育施設等の連携施設としており、その際、公立保育所の受入能力の確認を行った上で設定している。(1 市町村)
6	事業計画書等において、連携施設に係る卒園後の受入人数が確保できているか把握しているほか、市町村子ども・子育て審議会でも小規模保育施設等の事業者に対して再確認を行っている。(1 市町村)
7	複数の小規模保育施設等の連携施設となっている保育所等がある場合には、当該保育所等において卒園後の受皿としての機能が果たせるかどうかの確認を行い、必要に応じ、小規模保育施設等に対し、連携施設の変更を働きかける場合もある。(1 市町村)
認可後に、実際の連携状況を確認している例 (6 市町村)	
1	認可後において、連携施設との連携状況について、定期的に小規模保育施設等に電話等で確認している。(1 市町村)
2	毎年、全ての小規模保育施設等を訪問し、チェックリスト等に基づき連携施設との連携状況を確認することとしている。(3 市町村)
3	公立保育所を連携施設としており、卒園後の受皿が十分にあるのかについて、連携施設となっている公立保育所の在籍人数表で確認している。(1 市町村)
4	毎年 11 月頃に、小規模保育施設等及び連携施設に対して、連携施設の利用を希望している者の数及び希望者を連携施設において受け入れることができるか否かの確認を行う。(1 市町村)
認可時に連携内容が担保されているかの確認は各施設に任せている例 (10 市町村)	
1	民間保育所等が連携施設となっている場合の協定内容について確認を行っていない。(9 市町村)
2	小規模保育施設等の認可申請には、連携施設が連携内容を受諾する意思を示す承諾書を添付することとしており、連携施設自身が受入能力があることを前提として署名押印しているものと解しているため、市町村としては、これをもって受入能力の確認に代えている。(1 市町村)
書面により連携内容が定められていない場合は、連携内容を確認できないとする意見	
1	公立保育所が連携施設となる場合も含めて、いずれの施設も協定内容に盛り込む事項や、

	<p>連携に係る費用の合意に非常に苦慮し、協定内容の確定に時間を要したため、認可申請までに協定内容を確定させ、協定書を提出できた施設がなかった。</p> <p>小規模保育施設等が連携施設を確保する際に、連携内容を書面により締結することは必須とされていないため、書面により連携内容が定められていない場合には、連携3要件を設定できているかどうか確認できない。(1市町村)</p>
2	<p>当該市町村では、小規模保育施設等が連携施設を複数確保しないと、卒園後の受皿を全員分確保できないケースがあると考えており、その場合、小規模保育施設等と各連携施設との間でそれぞれの連携内容を明確にしておくべきであり、連携内容を書面により締結する必要があると考える。(1市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある44市町村に聴取した結果について整理した。なお、()の市町村数のうち、4市町村は重複している。

表3-(1)-22 小規模保育施設等の連携内容の確認方法

確認方法	施設数
書面で確認	20 (74.1%)
口頭で確認	7 (25.9%)
合計	27 (100%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である37小規模保育施設等から、市町村が私立保育園連盟の団体と連携協定を結んでおり、特定の連携施設を確保していない1施設を除いた36施設のうち、連携施設と小規模保育施設等の連携内容の確認方法が確認できた27施設を対象とした。

表3-(1)-23 小規模保育施設等の連携3要件の設定状況

区分	保育内容の支援	代替保育の提供	卒園後の受皿	施設数	
3要件	○	○	○	11	11 (55.0%)
2要件	○	○	×	1	5 (25.0%)
	○	×	○	4	
	×	○	○	0	
1要件	○	×	×	4	4 (20.0%)
	×	○	×	0	
	×	×	○	0	
合計				20 (100%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 表3-(1)-22において、書面で確認している20小規模保育施設等を対象とした。

3 ()内は、20小規模保育施設等に占める割合を示す。

表 3-(1)-24 「代替保育の提供」及び「卒園後の受皿」の提供に関する意見

代替保育の提供に関する意見	
1	0歳児及び1歳児は幼稚園に在園しておらず、幼稚園教諭資格と保育士資格を有している職員であっても、これらの年齢の児童の保育を実施した経験がないため、代替保育の提供は容易でない。(2 幼稚園)
2	業務が多忙であり、代替保育が提供できるほど十分な人数の幼稚園教諭や保育士がいるわけではなく、代替保育の要請があっても対応は容易でない。(1 認定こども園、3 幼稚園、3 保育所)
卒園後の受皿の提供に関する意見	
1	小規模保育施設等の周辺にある特定の保育所等を連携施設として確保したとしても、保護者が、小規模保育施設等の卒園後、就学前までを見据えて希望する保育所等とは必ずしも一致しない。(4 市町村)
2	集団生活に慣れた卒園児の入園が毎年、一定数確保できることはメリットがあると判断し、連携施設となることとした。当初は、小規模保育施設等の卒園児が当園に入園するのではないかと期待していたが、実際には、保育所への入所を希望する保護者が多く、現時点では特段のメリットを感じていない。(1 幼稚園)
3	卒園後の受皿として小規模保育施設等の卒園児の枠を確保しても、実際にその卒園児が入所しなかった場合の対応がどうなるのか不明瞭なため、現時点では連携施設となることは容易でない。(1 幼稚園、1 保育所)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 小規模保育施設等の認可実績のある44市町村及び82保育所等(20認定こども園、21幼稚園、41保育所)に聴取した結果について整理した。

なお、()の保育所等数のうち、1保育所等は重複している。

表 3-(1)-25 「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」(平成26年9月10日付け府政共生第859号、26文科発第651号、雇児発0910第2号)(抜粋)

7 優先利用
⑧ 小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童
<p>※ 運営基準第42条の規定により、特定地域型保育事業者は、同条第1項に規定する連携施設を適切に確保しなければならないこととされ、また、運営基準附則第5条の規定により、必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合は、法の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、連携施設を確保しないことができるとされている。</p> <p>この「<u>必要な適切な支援を行うことができると市町村が認める場合</u>」には、<u>市町村が児童福祉法第24条第3項及び第73条第1項の規定による利用調整に当たっての優先度を高め、地域型保育事業において保育を受けていた子どもが卒園後に円滑に特定教育・保育施設において継続して教育・保育を受けることができるようにするため必要な措置を講じている場合が含まれるものであること。</u></p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(1)-26 「卒園後の受皿」の設定を利用調整時の加点で対応している主な理由等

1	継続的な保育の提供を確保する方策として、特定の施設の確保が最良であるのか等については検討の余地があるものと考えており、現時点では、小規模保育施設等の卒園児が、保育を希望する場合は、利用調整の加点で対応することとしている。(7 市町村)
2	卒園後の受皿については、特定の施設を連携施設とするのではなく、市町村内の全ての保育所等を卒園後の受皿と考え、小規模保育施設等の卒園児も含め、利用調整を行う。(3 市町村)
3	待機児童が存在する中で、他にも優先順位の高い者がおり、公平性を保つ観点から小規模保育施設等の卒園児を含め、利用調整を行う。(2 市町村)
4	3 歳以降の受入枠に余裕がある保育所はほぼない状況であり、卒園後の受皿の設定を小規模保育施設等に求めることは現実的ではないと考え、当面の間、卒園後の受皿の設定まで求めている。卒園後の受皿の設定がなされるまでは、小規模保育施設等の卒園児が、保育を希望する場合は、利用調整の加点で対応することとしている。(2 市町村)
5	小規模保育施設等の卒園児が必ず連携施設への入所を希望しているとは限らないことや、複数の小規模保育施設等の連携施設になった保育所等において、今後 3 歳以降の受入枠の確保が困難になること等が予想されたことから、特定の施設を連携施設とするのではなく、小規模保育施設等に入園している児童も含め、利用調整を行う。(1 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村のうち、小規模保育施設等の認可実績のある 44 市町村の中で卒園後の受皿の設定を利用調整時の加点で対応していることが確認できた 15 市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(1)-27 小規模保育施設等の卒園後の受皿の在り方に関する考え

1 小規模保育施設等の卒園後の受皿の設定に関する考え			
(単位：施設)			
特定の施設の確保			
望ましい	望ましくない	その他	合計
20	4	4	28
加点对応			
求める	求めない	その他	合計
11	11	4	26

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 37 小規模保育施設等のうち、卒園後の受皿の在り方についての考えを確認できた 28 施設からの意見について整理した。なお、「加点对応」欄は、加点对応についての意見が 2 施設から無回答であったため、合計は 28 施設と一致しない。

3 「特定施設の確保」及び「加点对応」の双方を希望する施設が 7 施設存在している。

4 「特定施設の確保」欄の「その他」に計上した施設からは、平成 27 年度の卒園児童の行き先を鑑みると、保護者が連携施設への入所を必ずしも望んでいるとは思えないが、卒園後の受皿が決まっていれば保護者は安心できると思うなどの意見が聴かれた。

5 「加点对応」欄の「その他」に計上した施設からは、保護者支援のためには特定の施設を確保した方がよいと考えるが、保護者が必ずしも連携施設を希望したわけではなかったため、加点对応により自宅近くの施設や兄弟がいる施設に入所できるとよいと思うなどの意見が聴かれた。

2 加点对応を求める小規模保育施設等からの主な意見

○ 十分な加点により、希望する保育所等に入所できるという保証があれば、加点对応を求める。希望する保育所等に入所できるという保証がなければ保護者の不安感はなくなる。(2 小規模保育施設等)

○ 加点对応によって、希望する保育所等に入所しやすくなるのであれば、保護者が 3 歳児以降の保育所を選択することも可能となり、「兄弟と同じ保育所に行かせたい」などの希望が叶えられる可能性があると考え。(2 小規模保育施設等)

○ 加点对応によって、卒園児の保育の継続性が担保できるのであれば、「卒園後の受皿」の目的は達成できると考える。(1 小規模保育施設等)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 上記 1 の表のうち、「加点对応」欄で「求める」とした 11 小規模保育施設等に聴取した結果について整理した。

(2) 放課後児童クラブの整備状況

調査の結果	説明図表番号
<p>放課後児童クラブは、児童福祉法第6条の3第2項に基づく放課後児童健全育成事業として実施され、厚生労働省の「平成27年放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査」によると、平成27年5月1日時点の放課後児童クラブ数は、2万2,608か所、登録児童数は102万4,635人、待機児童数は、1万6,941人となっている。</p>	表3-(2)-1
	表3-(2)-2
<p>放課後児童クラブの対象年齢は、平成24年の児童福祉法改正により、それまでの「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」子どもに変更されており、27年4月から施行されている。また、平成26年7月に策定された放課後プランでは、放課後児童クラブの潜在的需要も含めた量の見込みが31年度に約120万人になると見込み、31年度末までに約30万人分を新たに整備することとされており、さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）では、目標の達成年度を30年度末までと1年間前倒ししている。</p>	表3-(2)-3
	表3-(2)-4
<p>放課後プランでは、児童の放課後等の安全・安心な居場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であるとされ、また、学校は、放課後も、子どもが校外に移動せずに安全に過ごせる場所であると位置付けられている。このため、放課後児童クラブの実施に当たって、市町村において、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用を促進することとされており、既に別の用途で活用されている余裕教室（注）についても放課後児童クラブとして利用できないか検討することが重要であるとされている。さらに、市町村は、余裕教室等の活用方策などを含め、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブの実施に関して検討を行う運営委員会等を設置し、教育委員会と市町村の福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう適切な体制づくりに努めることとされている。</p>	表3-(2)-5
<p>（注）学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブの実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進することとされている。</p>	表3-(2)-4（再掲）
<p>今回、調査対象である20放課後児童クラブのうち、待機児童が生じているものは10か所であり、このうち、学校の余裕教室等を活用しているものは2か所（20.0%）（注）であった。</p>	表3-(2)-6
<p>（注）「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」（厚生労働省調査）によれば、全国の放課後児童クラブのうち、学校の余裕教室等を活用している放課後児童クラブは、平成25年度から27年度までの間で約3割となっている。</p>	表3-(2)-7
<p>放課後プランが求める余裕教室等の活用については、社会福祉事業として位置付けられている放課後児童クラブを実施する市町村と、学校運営等に関わる教育委員会が関係することとなる。このため、市町村と教育委員会の双方がいかに連携できるかが重要となる。</p>	表3-(2)-8
	表3-(2)-4（再掲）

<p>調査対象である 20 放課後児童クラブのうち、待機児童が生じていて、当省の調査日時時点で余裕教室等の活用実態がないものは 8 か所であり、今回、当該 8 か所が所在する 8 市町村における運営委員会等の設置状況について調査したところ、1 市町村（12.5%）で設けられていなかった。当該 1 市町村には待機児童が生じている放課後児童クラブがあり、当該放課後児童クラブの子どもが通う小学校には普通教室として使用しなくなった教室が生じている状況がうかがわれたが、当該市町村の教育委員会は、普通教室として使用しなくなった教室を放課後児童クラブに活用するとする方針を有しておらず、学校施設としての利用を優先するとしていた。このため、既に活用されている余裕教室について改めて放課後児童クラブに利用できないか検討するとした放課後プランの視点に立った検討が教育委員会で行われていないことがうかがえたものの、別途、当該放課後児童クラブに隣接させるかたちでの増設が計画されている状況にあった。</p>	<p>表 3-(2)-9 表 3-(2)-10</p>
<p>また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）により、全ての市町村は、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する協議等を行うことを目的として、平成 27 年 4 月から総合教育会議を設置することとされている。放課後プランでは、同会議も活用し、市町村と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用を図っていくことが重要とされている。</p>	<p>表 3-(2)-11 表 3-(2)-4（再掲）</p>
<p>文部科学省が、平成 28 年 3 月に公表した「新教育委員会制度への移行に関する調査」（注）によれば、「福祉部局と連携した総合的な放課後対策」を総合教育会議の議題として取り上げているのは、1,559 市町村のうち 130 市町村であった。また、上記の 8 市町村の会議の開催状況を確認したところ、平成 27 年度に同議題について取り上げているのは 4 市町村であった。</p>	<p>表 3-(2)-12 表 3-(2)-9（再掲）</p>
<p>（注）「新教育委員会制度への移行に関する調査」は、平成 27 年 12 月 1 日時点の総合教育会議の開催状況等について文部科学省が確認した調査であり、数値は、27 年 12 月 1 日時点で既に総合教育会議を開催していた市町村の回答によるもの</p>	
<p>調査対象である 66 市町村における余裕教室等の活用に向けた取組内容について調査したところ、次のような取組を行っている例がみられた。</p> <p>① 検討の場で決定した方針の下、教育委員会の職員が直接小学校へ出向き、余裕教室のほか、放課後に一時的に使用していない教室等が残っていないかについて確認を行うことにより、余裕教室等を掘り起こす取組をしているもの（1 市町村、1 教育委員会）</p> <p>② 放課後児童クラブの事務局長に元学校長が就いており、余裕教室等の利用の依頼を事務局長から学校側にすることで、その後の調整を円滑に進めているもの（1 市町村）</p> <p>③ 余裕教室等の活用の検討の場がないものの、学校施設を放課後児童クラブで利用する際のルールを教育委員会に示したことにより、理解が得られ、余裕教室等の活用につながっているもの（1 市町村）</p>	<p>表 3-(2)-13</p>
<p>また、余裕教室等の活用に関して、教育委員会や学校関係者の更なる理解・協力</p>	<p>表 3-(2)-14</p>

<p>が必要であるとする意見が5市町村から、また、全国での取組事例、放課後児童クラブの待機児童の削減に至った経緯等の詳細な情報提供を求める意見が2市町村から聴かれた。</p> <p>文部科学省では、市町村における余裕教室の放課後児童クラブへの活用事例等を平成26年8月に公表しているが、より充実した事例の紹介となるよう学校施設の一時的な活用の事例や活用に至るまでの市町村及び教育委員会での取組の工夫事例等の紹介の拡充が望まれる。</p>	
--	--

表 3-(2)-1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～14 （略）

第 21 条の 10 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者との連携を図る等により、第六条の三第二項に規定する児童の放課後児童健全育成事業の利用の促進に努めなければならない。

第 34 条の 8 市町村は、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

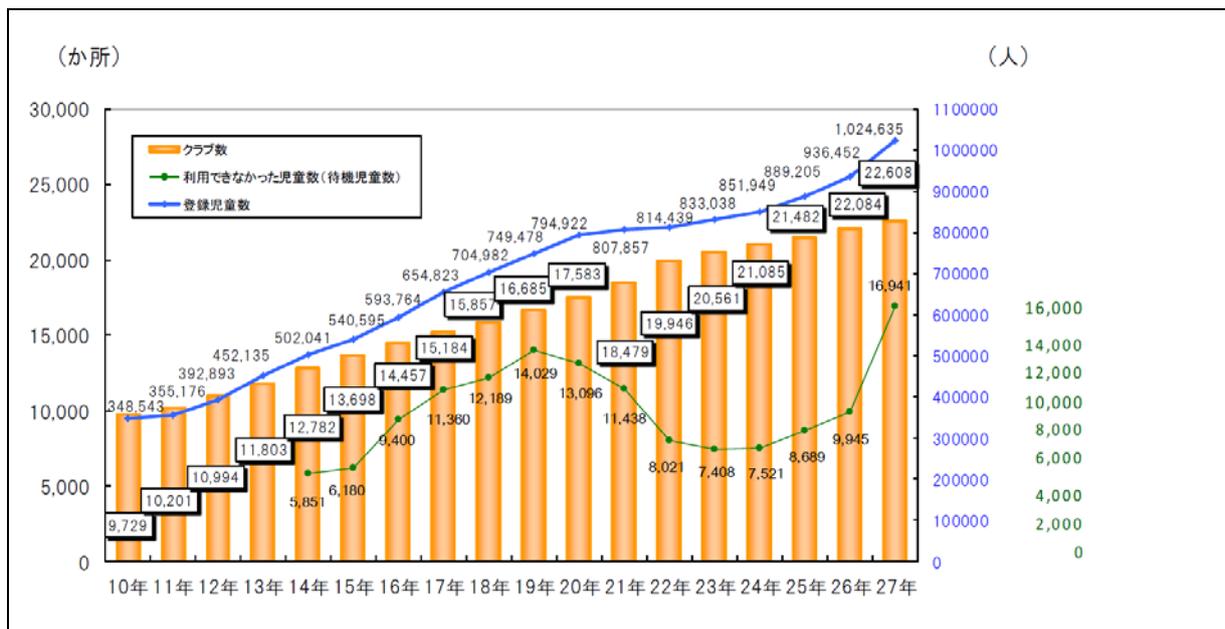
3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(2)-2 放課後児童クラブの実施状況

1 放課後児童クラブ数、登録児童数及び待機児童数の推移



(注) 厚生労働省の「平成 27 年放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況調査」の資料による。

2 学年別待機児童数の状況 (平成 27 年 5 月 1 日現在)

(単位: 人)

区分	待機児童数
小学 1 年生	3,339 (19.7%)
小学 2 年生	2,757 (16.3%)
小学 3 年生	4,604 (27.2%)
小学 4 年生	4,752 (28.1%)
小学 5 年生	1,116 (6.6%)
小学 6 年生	365 (2.2%)
その他	8 (0.0%)
合計	16,941 (100%)

(注) 1 「平成 27 年放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況調査」(厚生労働省)の結果を基に当省が作成した。

2 「その他」欄は、未就学児の利用者を示す。

3 ()内は、「合計」に占める割合を示し、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない。

表 3-(2)-3 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の変遷

平成 24 年改正前	平成 24 年改正後
<p>第 6 条の 3 （略）</p> <p>2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学しているおおむね十歳未満の児童</u>であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>3～14 （略）</p>	<p>第 6 条の 3 （略）</p> <p>2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、<u>小学校に就学している児童</u>であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。</p> <p>3～14 （略）</p>

(注) 下線は、当省が付した。

表 3-(2)-4 「放課後子ども総合プラン」(抜粋)

<p>1 趣旨・目的</p> <p><u>共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業（以下「放課後児童クラブ」という。）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「放課後子供教室」という。）の計画的な整備等を進める。</u></p> <p>2 国全体の目標</p> <p>全ての児童（小学校に就学している児童をいう。以下同じ。）の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進め、平成31年度末までに、放課後児童クラブについて、約30万人分を新たに整備するとともに、全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室（詳細については、6（2）を参照のこと。）について、1万か所以上で実施することを目指す。</p> <p>また、新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。なお、既に小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましい。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市町村の体制、役割等</p> <p>(1) 運営委員会の設置</p> <p><u>市町村は、地域の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討の場として、「運営委員会」を設置する。</u></p> <p><u>その際、市町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブ、放課後子供教室の関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、十分に協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。</u></p> <p>① 主な構成員</p> <p>行政関係者（教育委員会及び福祉部局）、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、学識経験者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域本部関係者、学校運営協議会関係者、地域住民 等</p> <p>② 主な検討内容</p> <p>教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、小学校の余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策、放課後児童クラブ及び放課後子供教室実施後の検証・評価 等</p> <p>5 (略)</p> <p>6 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施</p> <p>(中略)</p> <p>(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進</p> <p><u>学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所</u>であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、立場を越えて、放課後対策について実施主体にかかわらず、連携して取り組むことが重要である。このため、市町村は、<u>放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、以下の内容に留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に</u></p>
--

使われていない教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

なお、長期休業日や土曜日等、学校の授業日以外の活動についても、ニーズ等に応じて柔軟に対応すること。

① (略)

② 余裕教室の活用促進

○余裕教室の徹底活用等に向けた検討

児童の放課後等の安全・安心な居場所や活動場所の確保は、地域や学校にとっても重要な課題であり、優先的な学校施設の活用が求められていることから、運営委員会等において、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に当たって、各学校に使用できる余裕教室がないかを十分協議すること。

また、各学校の余裕教室の年間使用計画等については、地域の実情に応じて、小学校区ごとに学校関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、保護者等からなる協議会を設置するなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行うことが望ましい。

特に、既に活用されている余裕教室（学習方法・指導方法の多様化に対応したスペース、教職員のためのスペース、地域住民の学習活動のためのスペース等）についても、改めて、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に利用できないか、検討することが重要である。

なお、市町村教育委員会は、余裕教室の使用計画や活用状況等について公表するなど、可能な限り、検討の透明化を図ること。

(中略)

③ 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施していくためには、放課後児童クラブの児童の生活の場と、共働き家庭等の児童か否かを問わず全ての児童が放課後等に多様な学習・体験プログラムに参加できる実施場所との両方を確保することが重要である。

このため、学校の特別教室や図書館、体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健室を含む）のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯について放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施場所として活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。

また、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の児童が参加する共通のプログラムを実施する際には、多くの児童が参加でき、活動が充実したものとなるよう、参加人数やプログラムの内容等に応じて、これらの多様なスペースを積極的に活用すること。

(2)～(5) (略)

7 総合教育会議の活用による総合的な放課後対策の検討

本年6月に公布され、平成27年4月1日から施行される「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」(平成26年法律第76号)に基づく、新たな教育委員会制度では、全ての地方公共団体に、首長と教育委員会を構成員とする総合教育会議を設けることとなっている。総合教育会議においては、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うこととなっている。

この総合教育会議を活用し、首長と教育委員会が、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議し、放課後等の活動への学校施設の積極的な活用や、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施の促進を図っていくことも重要である。

なお、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」(平成26年7月17日26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知)においても、総合教育会議の協議事項

の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後対策について取り上げることも想定されているところである。

8 (略)

(注) 1 「放課後子ども総合プラン」について(平成26年7月31日付け26文科生第277号、雇児発0731第4号)別紙の「放課後子ども総合プラン」による。

2 下線は、当省が付した。

表3-(2)-5 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋)

3. 「希望出生率1.8」に向けた取組の方向

(1) 子育て・介護の環境整備

(中略)

(放課後児童クラブ・放課後子供教室の整備及び一体実施)

共働き家庭等のいわゆる小1の壁を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、平成31年度末(2019年度末)までに放課後児童クラブ30万人の追加的な受け皿整備を進め、全小学校区に当たる約2万か所で放課後児童クラブと放課後子供教室を連携して事業実施し、その半分に当たる約1万か所で一体として事業実施する。さらに、放課後児童クラブについて、経験等に応じた職員の処遇改善や業務負担軽減対策を進めるとともに、追加的な受け皿整備を平成30年度末(2018年度末)に前倒して実現するための方策を検討する。なお、処遇改善に当たっては、予算措置が執行面で適切に賃金に反映されるようにする。

(注) 下線は、当省が付した。

表3-(2)-6 放課後児童クラブの実施場所と待機児童の有無

(単位：か所)

実施場所	当該クラブに係る待機児童の有無	
	有	無
小学校敷地内専用施設	6	5
小学校内余裕教室等	2	2
児童館	2	1
その他	0	2
合計	10	10

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である20放課後児童クラブについて整理した。

3 「実施場所」欄の「小学校内余裕教室等」は、放課後等において学校施設を一時的に利用している場合を含む。

4 「当該クラブに係る待機児童の有無」欄は、平成27年5月1日時点において待機児童が発生している放課後児童クラブであるか否かを示す。

5 調査対象である放課後児童クラブに複数の支援単位がある場合は、それらを合わせて一つの放課後児童クラブとして計上している。また、複数の支援単位がある場合は、一つの支援単位以上で小学校の余裕教室等の活用ができていれば「小学校内余裕教室等」に計上している。

表 3-(2)-7 全国の放課後児童クラブの実施場所（平成 25 年から 27 年まで）

(単位：か所、%)

実施場所	平成 25 年		26 年		27 年	
	施設数	割合	施設数	割合	施設数	割合
小 学 校	11, 229	52. 3	11, 653	52. 8	12, 011	53. 1
学校の余裕 教室	6, 044	<u>28. 1</u>	6, 206	<u>28. 1</u>	6, 604	<u>29. 2</u>
学校敷地内 専用施設	5, 185	24. 1	5, 447	24. 7	5, 407	23. 9
児童館・児童セン ター	2, 742	12. 8	2, 749	12. 4	2, 672	11. 8
公的施設利用	1, 769	8. 2	1, 739	7. 9	1, 684	7. 4
民家・アパート	1, 193	5. 6	1, 223	5. 5	1, 226	5. 4
保育所	993	4. 6	1, 021	4. 6	960	4. 2
公有地専用施設	1, 429	6. 7	1, 496	6. 8	1, 550	6. 9
民有地専用施設	1, 035	4. 8	1, 076	4. 9	1, 152	5. 1
幼稚園	409	1. 9	435	2. 0	388	1. 7
団地集会室	135	0. 6	129	0. 6	117	0. 5
商店街空き店舗	123	0. 6	158	0. 7	279	1. 2
認定こども園	—	—	—		155	0. 7
その他	425	2. 0	405	1. 8	414	1. 8
合計	21, 482	100	22, 084	100	22, 608	100

- (注) 1 厚生労働省が実施した平成 26 年及び 27 年の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況（5 月 1 日時点）」を基に当省が作成した。
- 2 「学校の余裕教室」欄には、放課後等において学校施設を一時的に利用している場合を含む。
- 3 割合は、小数点第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

表 3-(2)-8 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抜粋）

（定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一及び一の二 （略）

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二～十三 （略）

4 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(2)-9 余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村における運営委員会等の設置状況等

区分	市町村	運営委員会等設置状況	総合教育会議に係る「総合的な放課後対策」の協議状況
余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村 (8市町村)	1	○	○
	2	○	○
	3	○	×
	4	○	×
	5	市町村又は教育委員会に集約	×
	6	×	×
	7	市町村又は教育委員会に集約	○
	8	○	○
小計		○ : 5市町村 (62.5%) × : 1市町村 (12.5%) 集約 : 2市町村 (25.0%)	○ : 4市町村 (50.0%) × : 4市町村 (50.0%)
合計		8市町村 (100%)	8市町村 (100%)

- (注) 1 当省の調査結果による。
- 2 「余裕教室等の活用実態がない放課後児童クラブを有する市町村」欄は、調査対象である 20 放課後児童クラブのうち、平成 27 年 5 月 1 日時点で待機児童が発生していて、余裕教室等（放課後等において学校施設を一時的に利用している場合を含む。）の活用実態がない 8 放課後児童クラブを有する 8 市町村を対象とした。
 なお、調査対象である放課後児童クラブに複数の支援単位がある場合は、それらを合わせて 1 放課後児童クラブとしており、複数の支援単位のうち一つでも小学校の余裕教室等の活用ができていれば、その放課後児童クラブは余裕教室等の活用実態があると整理している。
- 3 「運営委員会等設置状況」欄は、市町村及び教育委員会の連携強化を目的とした検討の場が設置されている場合に「○」を、設置されていない場合に「×」を付している。なお、社会福祉事業として位置付けられている放課後児童クラブを実施する市町村と、学校運営等に関わる教育委員会の機能を、市町村又は教育委員会のいずれかに集約している場合は「市町村又は教育委員会に集約」としている。
- 4 「総合教育会議に係る「総合的な放課後対策」の協議状況」欄は、8 市町村のホームページで公表されている総合教育会議の議事要旨を確認し、平成 27 年度に総合的な放課後対策について議事で取り上げられている場合に「○」を、取り上げられていない場合に「×」を付している。
- 5 () 内は、「合計」に占める割合を示す。

表3-(2)-10 放課後児童クラブの実施に関し、放課後プランの視点に立った検討が行われていない状況
がうかがわれる例

A放課後児童クラブでは、表1のとおり、平成25年以降、待機児童が生じている。一方、A放課後児童クラブの子どもが通う小学校では、表2のとおり、平成25年度以降、使用しなくなった普通教室があるとうかがわれた。

A放課後児童クラブがある市町村は、放課後児童クラブの整備に当たって、当該市町村の教育委員会に対して、放課後児童クラブに活用できる余裕教室等がないか口頭で確認したところ、教育委員会から、放課後児童クラブの待機児童が生じている小学校区は、小学校の児童数が増加している、又は横ばいの地域であり、放課後児童クラブに活用可能な余裕教室等がない旨の回答を受けたとしている。

これに関し、当該教育委員会では、普通教室として使用しなくなった教室を放課後児童クラブに活用するとする方針はなく、学校施設としての利用を優先するとしている。

このため、既に活用されている余裕教室について改めて放課後児童クラブに利用できないか検討する
とした放課後プランの視点に立った検討が当該教育委員会で行われていないことがうかがえたものの、
別途、平成28年度にA放課後児童クラブに隣接させるかたちでの増設が計画されている状況にあった。

表1 A放課後児童クラブに係る待機児童数の推移

待機児童数	平成25年	26年	27年
	5人	14人	23人

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 待機児童数は、各年5月1日時点の人数である。

表2 A放課後児童クラブの子どもが通う小学校における児童数、普通教室
数及び特別教室数の推移

(単位：人、教室)

区分	平成23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
児童数	720	691	691	696	685
普通教室	26	26	24	24	24
特別教室	9	10	10	10	9

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 「普通教室」とは、生徒が日常使用する教室及び特別支援学級に使用している
教室である。「特別教室」とは、普通教室以外の教室(図工室、家庭科室など)
である。

(注) 当省の調査結果による。

表 3-(2)-11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）（抜粋）

（総合教育会議）

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

（注） 下線は、当省が付した。

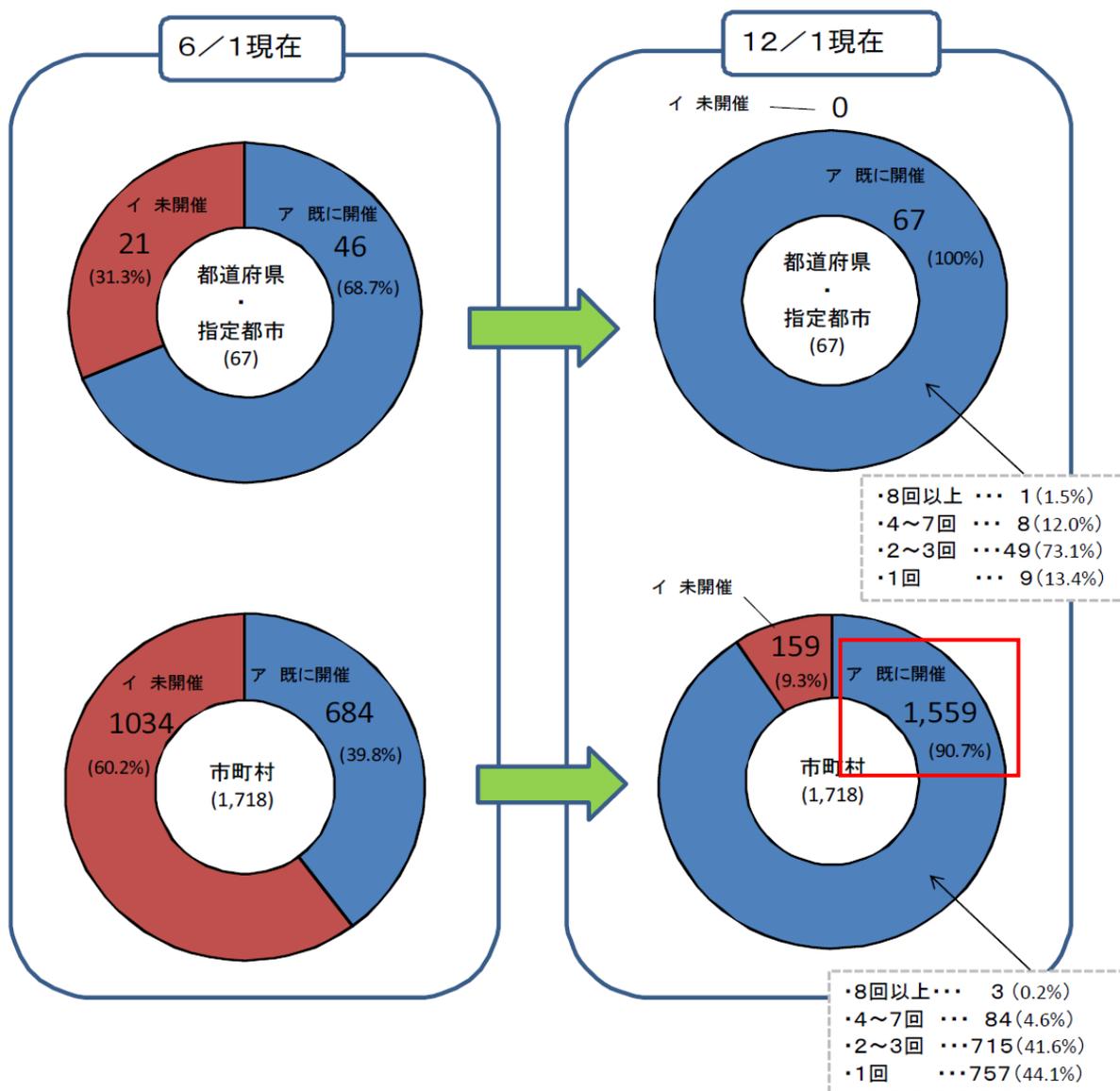
表 3-(2)-12 「新教育委員会制度への移行に関する調査（平成 27 年 12 月 1 日現在）」（抜粋）

(2) 総合教育会議について

① 開催状況について

既に開催した自治体	6/1現在	12/1現在
都道府県・指定都市 (67)	46 68.7%	67 100%
市町村 (1,718)	684 39.8%	1,559 90.7%

【図5】開催状況について



⑤ 総合教育会議の内容について(①で「ア 既に開催」と回答した自治体のみ)(複数回答)

【表2】総合教育会議の内容

総合教育会議の内容		都道府県 ・ 指定都市	市町村
①	大綱の策定に関する協議	64	1510
② 重 点 的 に 講 ず べ き 施 策 に つ い て の 協 議 ・ 調 整	ア 学校等の施設の整備	8	402
	イ 教職員の定数の確保	6	79
	ウ 幼児教育・保育の在り方やその連携	7	225
	エ 青少年健全育成と生徒指導の連携	8	188
	オ 居所不明の児童生徒への対応	0	13
	カ 福祉部局と連携した総合的な放課後対策	8	130
	キ 子育て支援	5	256
	ク 教材費や学校図書費の充実	2	123
	ケ ICT環境の整備	11	231
	コ 就学援助の充実	5	110
	サ 学校への専門人材や支援員の配置	11	238
	シ 学校の統廃合	7	238
	ス 少人数教育の推進	9	114
	セ 学力の向上に関する施策	23	419
ソ いじめ防止対策	15	348	
タ 地域に開かれた学校づくり	10	155	
チ スポーツを通じた健康増進や地域活性化	6	194	
ツ その他	33	343	
③	児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じる等、緊急に講ずべき措置	3	98
④	総合教育会議の運営に関し必要な事項	60	1322
⑤	その他(①～④の事項以外)	14	158

(注) 1 文部科学省の「新教育委員会制度への移行に関する調査(平成27年12月1日現在)」(平成28年3月公表)による。

2 枠は、当省で付した。

表 3-(2)-13 市町村や教育委員会における余裕教室等の活用に向けた取組の例

1	<p>余裕教室等を活用するためには、小学校長の理解を得る必要があるため、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の事業運営等は教育委員会が一括して実施することとしている。</p> <p>学校長会などの場で決定された方針の下、当該教育委員会の職員が直接小学校へ出向き、余裕教室のほか、放課後に一時的に使用していない教室等が残っていないかについて確認を行うことにより、活用できる余裕教室等を掘り起こす取組を実施している。(1 教育委員会)</p>
2	<p>放課後児童クラブの待機児童の状況等を踏まえ、市町村福祉部局が小学校の施設を所管する教育委員会と一緒に、小学校に出向き、小学校長に余裕教室等の有無の確認を行っている。余裕教室がある場合、放課後児童クラブへの貸与について協議を行っている。(1 市町村)</p>
3	<p>放課後児童クラブの事務局長に元学校長が就いており、余裕教室等の利用の依頼を当該事務局長から学校側にすることで、その後の調整を円滑に進めている。(1 市町村)</p>
4	<p>余裕教室等の活用の検討の場がないものの、学校施設を放課後児童クラブで利用する際の教室の管理と環境整備に関するルールを教育委員会に示したことにより、関係者の理解が得られ、余裕教室等の活用につながっている。(1 市町村)</p>
5	<p>余裕教室等の活用に向けて、余裕教室等の活用の検討の場を設置し、放課後児童クラブの待機児童数や学校施設の状況を踏まえ、候補校の選定を行っている。候補校の選定後、市町村と教育委員会の担当者が合同で各学校の学校長に活用の依頼をしている。(1 市町村)</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(2)-14 余裕教室等の活用に関する市町村からの主な意見

1	<p>余裕教室等の活用など放課後プランの実施に当たっては、学校関係者や教育委員会の協力・理解が必要であるため、国はより一層、学校関係者や教育委員会の理解が進むよう努めてほしい。(1 市町村)</p>
2	<p>余裕教室等の活用については、学校施設の利用に係るルールを作成するなどして取組を進めているが、一部の学校関係者の間では、依然として余裕教室等を放課後児童クラブとして使用することについて抵抗がある。学校関係者や教育委員会の理解を進めるためにも、国から、会議や研修を通じて、余裕教室等の活用に対する協力を得やすい土壌を形成してほしい。(4 市町村)</p>
3	<p>当該市町村では、5 年連続で放課後児童クラブの待機児童が発生している状況である。当該市町村では、待機児童が発生している学校に対して個別に、①余裕教室の活用の検討、②学校敷地内の空きスペースへの放課後児童クラブ専用施設の建設、③学校に近接した空き地を利用した放課後児童クラブ専用施設の建設を働きかけているが、待機児童が発生している学校では、有効な解決策を見いだせていない。</p> <p>全国で待機児童解消の有効な取組事例があれば、解消に至った経緯等の詳細な情報提供を国が行ってほしい。(1 市町村)</p>
4	<p>当該市町村では、人口増加が著しく、小学校内に余裕教室がない状況である。他の余裕教室がない市町村において、余裕教室等の活用など放課後プランを実施している先進事例があれば、情報提供してほしい。(1 市町村)</p>

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

(3) 一時預かり事業等の活用状況

調査の結果	説明図表番号
<p>一時預かり事業は、支援法第 59 条第 10 号等により、地域子ども・子育て支援事業の一つとして位置付けられ、施設が、市町村から受託等して実施している。一時預かり事業のうち、幼稚園型（注）の一時預かり事業では、主として幼稚園や認定こども園（以下、本細目 3(3)においては、これらを併せて「幼稚園等」という。なお、認定こども園については、幼保連携型及び幼稚園型の認定こども園を指す。）に在籍する満 3 歳以上の子どもを対象とし、教育時間の前後や長期休業期間等に当該幼稚園等において一時的に預かるものとなっている。また、新制度に移行していない私立の幼稚園では、従来、私学助成による預かり保育を実施しており、新制度における一時預かり事業の幼稚園型は、幼稚園の預かり保育に当たる事業となっている。</p>	<p>表 3-(3)-1、2</p>
<p>（注）平成 27 年度以降、一時預かり事業は、新制度下において事業類型等が見直され、i) 一般型、ii) 余裕活用型、iii) 幼稚園型及びiv) 居宅訪問型に再編されている。現在、基本的に、幼稚園等が教育時間を超えて子どもを預かる場合、新制度下の幼稚園は、一時預かり事業（幼稚園型）を受託等し、新制度に移行していない幼稚園は、私学助成による預かり保育補助を受ける取扱いとなっている。本行政評価・監視においては、幼稚園等における一時預かり事業（幼稚園型）及び私学助成による預かり保育（以下「一時預かり事業等」という。）の実施状況を中心に調査を実施した。</p>	<p>表 3-(3)-3</p>
<p>一時預かり事業等は、教育時間の前後に預かる時間の設定や長期休業期間中の事業の実施の有無によっては、保育所と同様に長時間の預かり需要に対応することが可能になり得る。文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」によれば、幼稚園において預かり保育を実施している割合は、82.5%に達しており、平均実施日数（夏季休暇等の長期休業期間を除く。）が週 5 日の幼稚園も 86.5%、夏期休暇等の長期休業期間の預かり保育を実施している幼稚園も 61.5%存在している。</p>	<p>表 3-(3)-4</p>
<p>また、「平成 24 年度幼児教育実態調査」によれば、週 5 日以上預かり保育を実施している幼稚園の園児の 1 割程度が週 4 日以上利用しており、このうち 82.4%（約 9 万人）が保護者の就労を理由として利用している。</p>	<p>表 3-(3)-5</p>
<p>さらに、文部科学省の「学校基本調査」によると、幼稚園の定員充足率は、平成 25 年度以降、約 70%で推移しており、定員の空きに余裕がある。</p>	<p>表 3-(3)-6</p>
<p>このような状況を踏まえると、保育所等の 2 号認定の子どもを受け入れる施設において、待機児童が生じると見込まれる場合には、2 号認定の対象となり得る子どもの保護者に対して、一時預かり事業等を活用しつつ幼稚園等を利用することを選択肢の一つとして示し、それに対する支援が適切に行われるようにすることが、待機児童の解消に向けて有効なものになると考えられる。</p>	<p>表 3-(3)-7</p>
<p>今回、調査対象である 66 市町村のうち、2 号認定の待機児童が生じていて、かつ、一時預かり事業等の活用に係る取組状況が確認できた 41 市町村では、保育の需要のある 2 号認定の保護者に対して幼稚園等における一時預かり事業等の利用に係る意向を把握しているものが 15 市町村（36.6%）あった。</p>	<p>表 3-(3)-8</p>
<p>また、調査対象である 66 市町村に対し、保育所を希望する保護者に対して幼稚園</p>	<p>表 3-(3)-8</p>

<p>園等における一時預かり事業等の利用を促すことについての意見を聴取したところ、幼稚園等における一時預かり事業等の実施期間や実施時間等が当該地域における保育所と同程度でないこと等を理由に難しいとする市町村もあったが、次のとおり、保護者の働き方や考え方に応じて幼稚園等の一時預かり事業等を選択肢として示す取組を行っている市町村があった。</p> <p>① 入所申請時に保護者に提供するされるしおりに、一時預かり事業等の案内パンフレットを入れているもの（2市町村）</p> <p>② 保護者から保育の相談を受ける「保育コンシェルジュ」等が保護者の就労時間や希望を考慮して幼稚園等の一時預かり事業等の活用も含めて案内しているもの（2市町村）</p> <p>③ 必要に応じて、保育所等に入所できなかった子どもの保護者に対して、一時預かり事業等を実施している幼稚園等の案内を行っているもの（3市町村）</p> <p>上記の取組を実施している1市町村からは、保育所等に代えて幼稚園等を視野に入れるようになった保護者から一時預かり事業等の詳細についての問合せもあるため、その効果を感じているとの意見もあった。</p>	<p>表 3-(3)-9</p>
<p>さらに、調査対象である幼稚園等のうち、一時預かり事業等を実施している21幼稚園及び17認定こども園の中には、園の教育方針について保護者に理解してもらうことなどを前提として、保育所を希望する保護者に幼稚園等の一時預かり事業等を活用してもらって構わないとするものが15施設（39.5%）あり、うち2施設からは幼稚園等が一時預かり事業等を実施していることを承知していない保護者もいること等を理由に、市町村における一時預かり事業等の周知を望む意見があった。</p>	<p>表 3-(3)-10</p>
<p>内閣府、文部科学省及び厚生労働省は、「幼稚園における待機児童の受入れについて」（平成28年4月22日付け事務連絡）を発出し、待機児童の解消等に取り組む市町村等を対象に、幼稚園においても、就労家庭の3歳児等について、認可定員の空きを活用して受け入れた上で一時預かり事業等により長時間の預かり需要に対応すること等について積極的に検討するよう求めている。</p> <p>これにより幼稚園の一時預かり事業等の活用が図られようとしている中、当省の調査結果では、一時預かり事業等を承知していない保護者がいると考えられることや、一時預かり事業等を紹介する取組を行うことにより待機児童の解消に一定の効果があったとする市町村があるところである。また、幼稚園等によっては一時預かり事業等の実施内容がその実施期間や実施時間の面で保育所と同程度でないとしても保護者の就労状況によっては活用できる可能性があることから、施設の選択に資する情報の一つとして、一時預かり事業等の内容が保護者に示されることが望まれる。</p>	<p>表 3-(3)-11、12</p>

表 3-(3)-1 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）（抜粋）

第 59 条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

一～九 （略）

十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業

十一～十三 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(3)-2 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抜粋）

第 6 条の 3 （略）

1～6 （略）

7 この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育（養護及び教育（第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。）を行うことをいう。以下同じ。）を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下「認定こども園法」という。）第二条第六項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。第二十四条第二項を除き、以下同じ。）その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

8～14 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

表 3-(3)-3 児童福祉法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業等のうち文部科学大臣の所管するものを定める省令（平成 15 年文部科学省・厚生労働省令第 3 号）

（法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業）

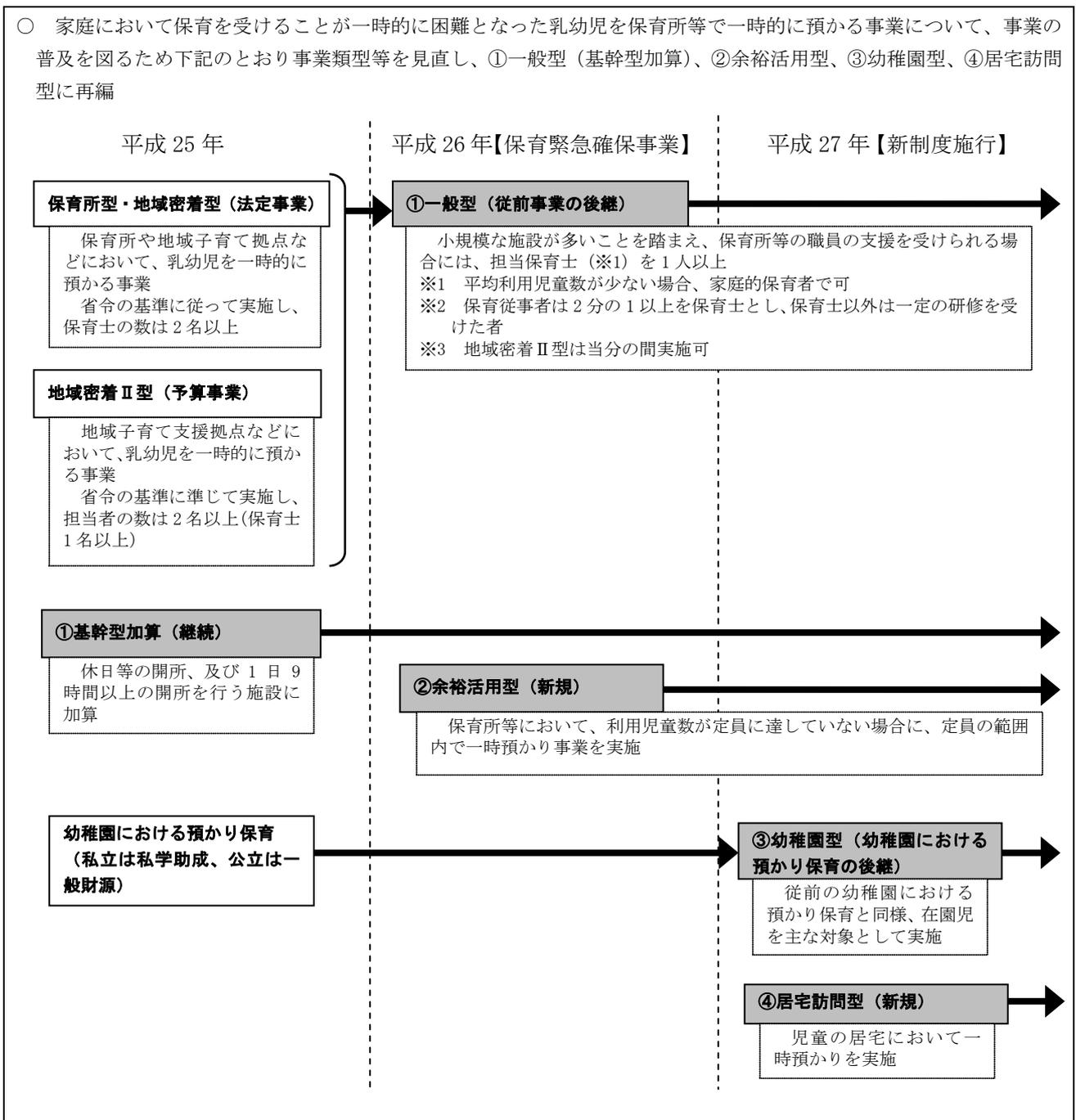
第 2 条 法第二十一条の九に規定する主務省令で定める事業のうち文部科学大臣の所管するものは、次のとおりとする。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園（以下「幼稚園」という。）に在籍している幼児につき、当該幼稚園において、適当な設備を備える等により、教育課程に係る教育時間の終了後に教育活動を行う事業

二 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

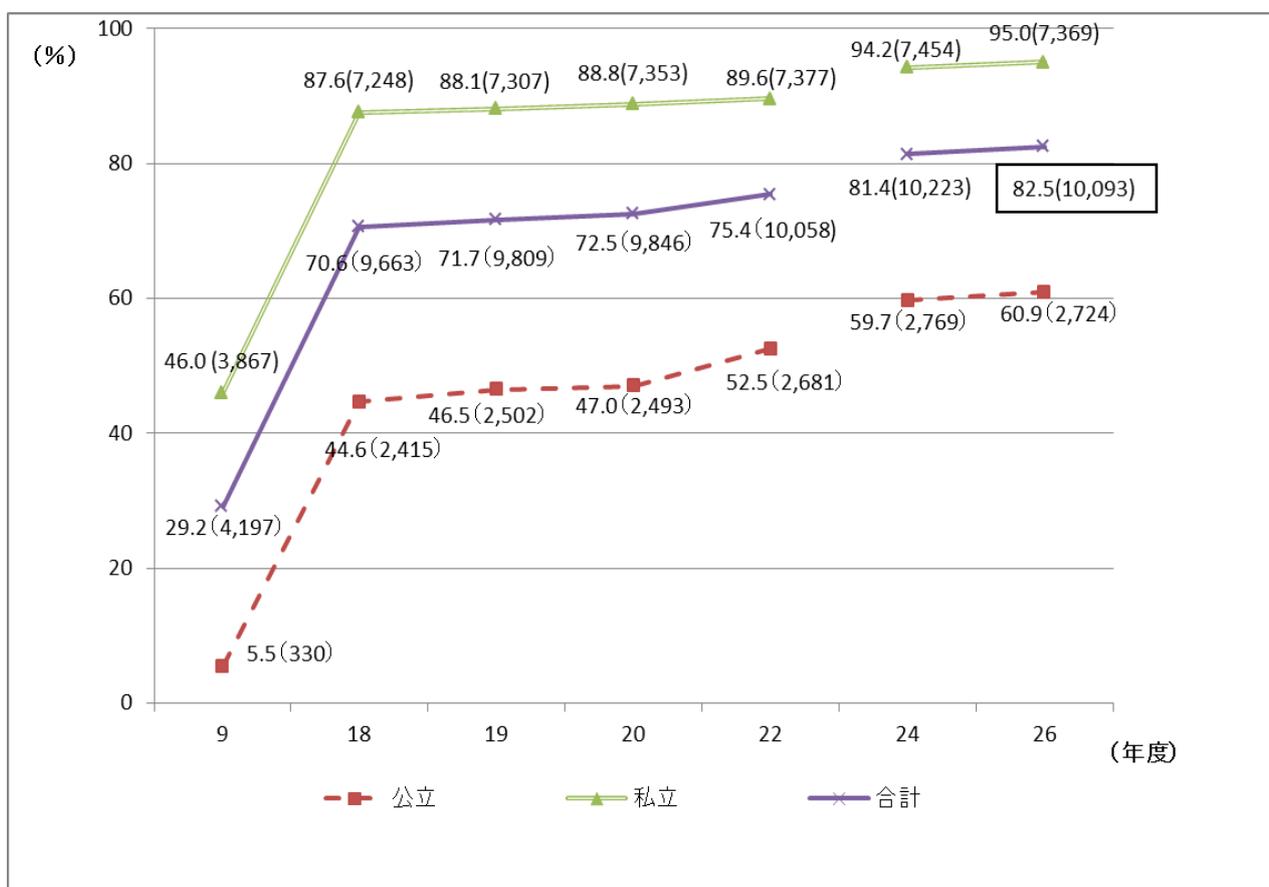
表 3-(3)-4 一時預かり事業の再編



(注) 内閣府の「子ども・子育て支援新制度について」（平成 28 年 4 月）を基に当省が作成した。

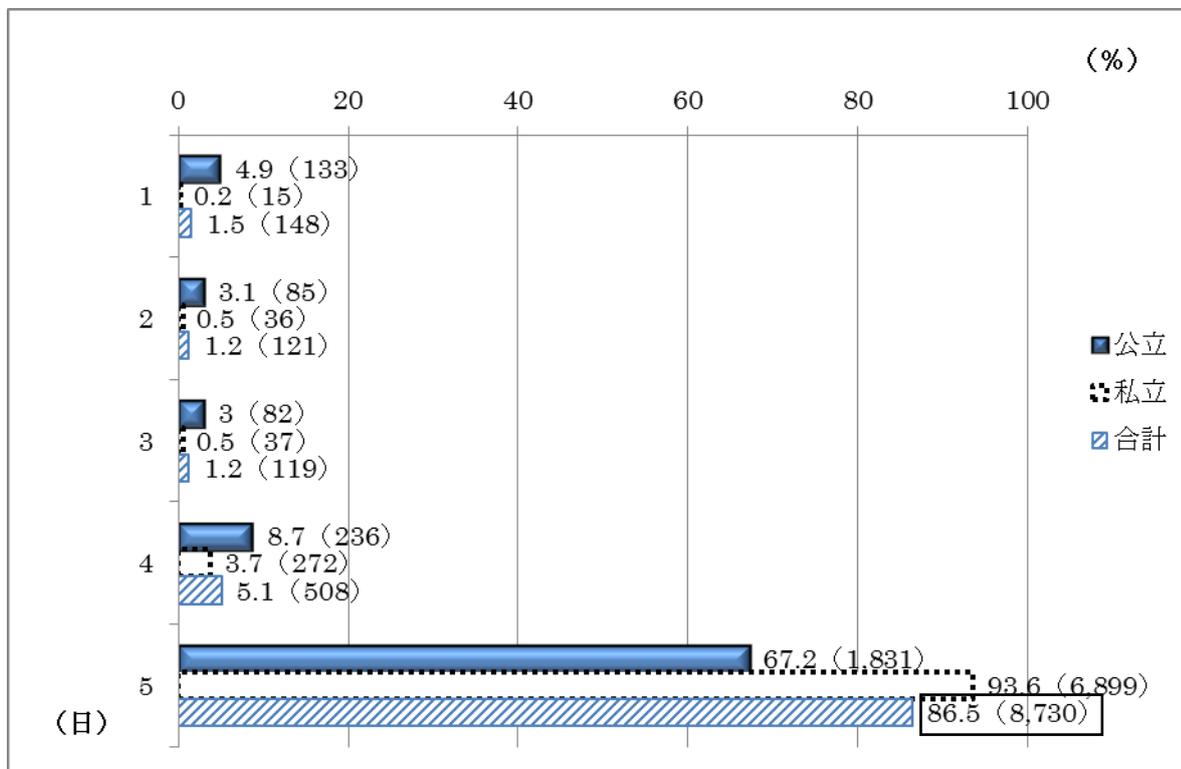
表 3-(3)-5 「幼児教育実態調査」(文部科学省初等中等教育局幼児教育課)(抜粋)

① 預かり保育の実施率(平成 26 年 6 月 1 日現在)



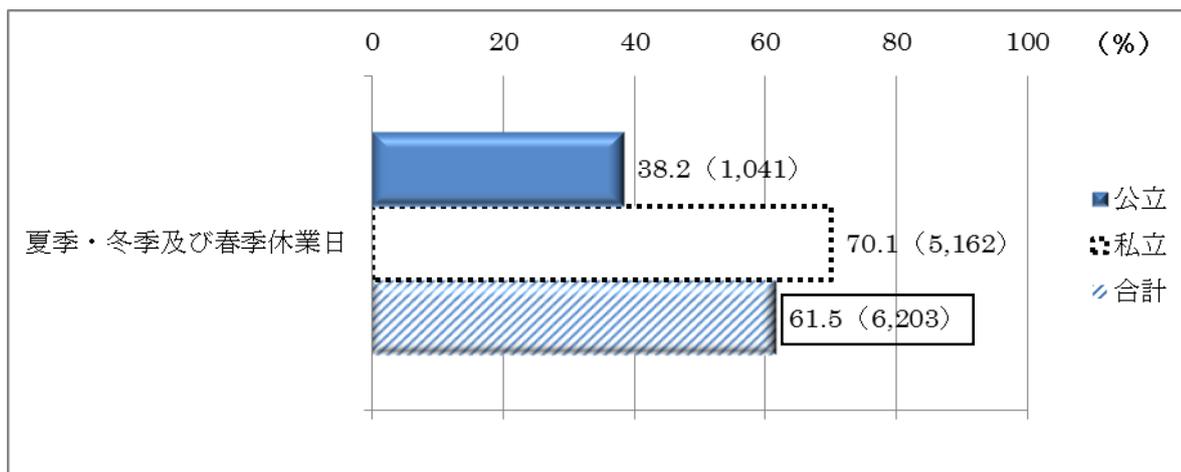
- (注) 1 文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」による。
 2 枠は、当省が付した。
 3 ()内は、各年度の預かり保育実施園数を示す。なお、平成 22 年度以前の母数は、「学校基本調査」の結果の幼稚園数を、24 年度及び 26 年度の母数は、「幼児教育実態調査」の回答園数を用いている。

② 長期休業期間中以外の預かり保育の実施状況（平日（月～金曜日）週当たりの平均実施日数）（平成 26 年 6 月 1 日現在）



(注) 1 文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」による。
 2 枠は、当省が付した。
 3 () 内は、各日数における預かり保育実施園数を示す。なお、母数となる預かり保育実施園数は、公立 2,724 園、私立 7,369 園、合計 10,093 園である。

③ 長期休業期間中の預かり保育の実施状況（平成 26 年 6 月 1 日現在）



(注) 1 文部科学省の「平成 26 年度幼児教育実態調査」による。
 2 枠は、当省が付した。
 3 () 内は、夏季・冬季及び春季休業における預かり保育実施園数を示す。なお、母数となる預かり保育実施園数は、公立 2,724 園、私立 7,369 園、合計 10,093 園である。

④ 平成 24 年 6 月に週 4 日以上預かり保育を利用した幼児数

	公立	私立	合計
週4日以上利用する幼児数の割合 (母数:週5日以上預かり保育を実施している幼稚園の 園児数の合計)	27.1% (21,149 / 77,997)	9.2% (87,109 / 943,806)	10.6% (108,258 / 1,021,803)
うち、保護者の就労を理由として 利用する幼児数の割合	87.0% (18,400 / 21,149)	81.3% (70,813 / 87,109)	82.4% (89,213 / 108,258)

- (注) 1 文部科学省の「平成 24 年度幼児教育実態調査」による。
2 平成 24 年度に長期休業期間以外と各長期休業期間のいずれの期間も週 5 日以上預かり保育の実施を予定している幼稚園を調査したものである。また、() 内は、幼児数を示す。

表 3-(3)-6 幼稚園の定員充足率

年度	定員	在園者数	定員充足率
平成 25 年度	2, 298, 252 人	1, 583, 610 人	68. 9%
26 年度	2, 275, 565 人	1, 557, 461 人	68. 4%
27 年度	2, 074, 416 人	1, 402, 448 人	67. 6%

- (注) 1 文部科学省の「学校基本調査」を基に当省が作成した。
2 数値は、各年度の 5 月 1 日時点の状況である。
3 「定員」は、都道府県別収容定員数の合計を、「在園者数」は、都道府県別在園者数の合計を示す。

表 3-(3)-7 保育需要のある保護者に対する幼稚園等における一時預かり事業等の利用に係る意向把握の実施状況

(単位：市町村、%)

意向把握実施	意向把握未実施	合計
15 (36. 6)	26 (63. 4)	41 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
2 調査対象である 66 市町村のうち、2 号認定の待機児童が発生しており、一時預かり事業等の活用に係る取組状況について確認できた 41 市町村について整理した。
3 () 内は、「合計」に占める割合を示す。

表 3-(3)-8 保育所を希望する保護者に対して幼稚園等における一時預かり事業等の利用を促すことが
難しいとする市町村の意見

1	<p>当該市町村では、全幼稚園等の6割で一時預かり事業等を実施している。しかし、私立幼稚園では、預かり時間が保育所より短い場合や、長期休業期間中は全日実施していない場合が多く、完全に保育所等の代わりとして利用することは難しいと考えており、保護者もそのことは承知しているはずである。</p> <p>当該市町村では、2号認定の待機児童がおり、保育所等に代えて3歳以降が通う幼稚園等における一時預かり事業等を利用することは一つの考え方ではあると思うが、市町村内全体の待機児童解消への効力としてはそこまでないと考えられる。(1市町村)</p>
2	<p>市町村内の9割の幼稚園で一時預かり事業等を実施しているが、幼稚園の一時預かり事業等は大半が17時や18時までであるため、共働き世帯が保育所等に代えて幼稚園を利用するのは困難であると考えており、当該市町村では、2号認定の待機児童がいるものの、働く保護者のための子どもの預け先になるとは想定していない。(1市町村)</p>
3	<p>市町村内の9割の幼稚園等で一時預かり事業等を実施しているが、19時まで子どもを預かっている幼稚園等であっても幼稚園等の開始時間が保育所よりも遅い。当該市町村では、2号認定の待機児童がいるものの、仕事の時間に間に合わない等の理由により、利用を希望する者はほとんどいないと考えられる。(1市町村)</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である66市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(3)-9 施設利用に関し、保護者に対して多様な選択肢を示している市町村の取組例

1	保護者の働き方や考え方に合致した施設を選択できる環境を整えることが行政の役割だと認識しており、利用調整に当たって、市町村に提出してもらった必要書類のお知らせの中に、幼稚園等における一時預かり事業等も選択肢の一つとして検討できるように、一時預かり事業等を紹介したリーフレットを同封している。(1 市町村)
2	待機児童解消のため、また、定員割れが続く私立幼稚園の救済策として幼稚園等の一時預かり事業等を活用したいと考えており、保育所を希望する保護者に対して、保育所の代わりに幼稚園等を積極的に活用するよう促している。具体的には、保育所の入所申請の窓口に幼稚園等の案内を置くことや、入所申請時に市町村から提供されるしおりに、保育所の入所希望者に対し、幼稚園等の利用の検討を提案する記載をしている。 <u>これらの取組により、保育所に代えて、幼稚園等に入園したいとの問合せがあるため、市町村としてはその効果を感じている。</u> (1 市町村)
3	平成 25 年度から子育て関係相談窓口配置している子育てコーディネーター等が、幼稚園等における一時預かり事業等の利用を案内しており、待機児童の解消につながっていると思われる。(1 市町村)
4	保護者の意向により、保育所等に代えて幼稚園等における一時預かり事業等を利用することは可能であり、保護者から保育所入所の相談を受ける保育コンシェルジュが保護者の就労時間や希望を考慮して幼稚園等における一時預かり事業等を案内している。(1 市町村)
5	保育所を希望していたが、利用調整で入所できなかった児童の保護者に対しても、必要に応じて、一時預かり事業等の利用も含めて幼稚園等の利用を案内している。(1 市町村)
6	保育所を希望していたが、利用調整で入所できなかった児童の保護者に対しても、保護者の働き方によっては、幼稚園等の一時預かり事業等を案内する。(1 市町村)
7	保育所に入所できなかった場合に、幼稚園等の一時預かり事業等の利用を希望する保護者もいるので、幼稚園等を担当する教育委員会と連携し、適宜幼稚園等の利用に向けた案内、紹介を行っている。(1 市町村)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象である 66 市町村に聴取した結果について整理した。

表 3-(3)-10 保育所を希望する保護者に一時預かり事業等を活用してもらって構わないとする幼稚園等からの意見

1	幼稚園等における一時預かり事業等の充実を図ることにより、保育所を新設するよりも少ない経費で待機児童が解消できると考えており、保育所を希望している保護者に対して、一時預かり事業等のニーズを把握することは重要である。(3 幼稚園、2 認定こども園)
2	待機児童の解消に資するため、また、将来、幼稚園の定員割れがあることを見越して、幼稚園等における一時預かり事業等の実施を推進していくべきだと考えており、保育所を希望している保護者にも利用してもらいたい。(1 認定こども園)
3	待機児童解消のために、保育所等の利用を希望するが、利用できていない保護者等に対して、幼稚園等における一時預かり事業等を紹介することは、幼稚園の教育方針を理解してもらえるのであれば抵抗はない。(1 幼稚園)
4	教育の場である幼稚園の本来の在り方とは異なるように思うが、子どもを仕事等のために長時間預かってほしいという保護者のニーズには応えたい気持ちがある。待機児童が生じている地域では、幅広い選択肢を提供するために、幼稚園等の一時預かり事業等を利用することも考えられることから、保育所を希望している保護者に対して、一時預かり事業等の利用に係る意向を把握することは重要である。(1 幼稚園)
5	当該施設のある市町村では、保育所に入所できない場合に、幼稚園等の一時預かり事業等を利用することも保護者の選択肢の一つであると考えている。1号認定で入園し、定期的に一時預かり事業を利用している園児がいても、当該施設の方針や考え等に合わないというようなことはなく、不都合等はない。(1 認定こども園)
6	保護者の就労等を側面から支援していくことは必要なことだと考えており、当該幼稚園では、そのような保護者のニーズにできるだけ応えられるよう、一時預かり事業等を充実させてきている。一時預かり事業等を定期的に利用するなど保育所に近いような利用方法の保護者であっても、幼稚園としての当園の方針に合わないことはなく、そのような利用方法の保護者のニーズも含めて、できるだけ子育て支援を行っていきたい。(1 幼稚園)
7	保護者が、幼稚園と保育所との性格の違いを理解しているのであれば、幼稚園において定期的に一時預かり事業等を利用してもらってもよい。(1 認定こども園)
8	定期的に一時預かり事業等を利用している保護者は、保育の必要性があるものの、当該幼稚園の教育を子どもに受けさせたいと考えた結果、入園させているものと考えており、特段の否定的な考えは有していない。 また、 <u>保育所の利用を申し込む保護者の多くが、幼稚園等において、一時預かり事業等が実施されていることを承知していないと考えられる</u> ことから、市町村は、保護者が子どもを預ける施設を選択する際に、幼稚園等において一時預かり事業等が実施されていることも周知すべきである。(1 幼稚園)
9	当園の一時預かり事業は、平日 18 時まで実施しているが、これは、就労している 1 号認定の世帯のニーズを踏まえたものである。(1 認定こども園)
10	保育所の利用を考えていた保護者であっても、勤務時間によっては幼稚園等の一時預かり事業等を利用することで保育ニーズが満たされるため、当該施設においても一時預かり事業

	<p>を利用している保護者はいる。</p> <p>しかし、<u>自身の保育ニーズを満たす幼稚園等の存在に気付かず、保育所を希望し続けている保護者がいると考えられ、幼稚園等が実施している一時預かり事業等の時間、利用料金及び空き状況は園によって様々であるので、市町村は幼稚園等の人員体制を考慮しつつ、保護者のニーズに応じた幼稚園等を案内するなどの支援を行うべきである。</u>（1 認定こども園）</p>
11	<p>当該幼稚園は、パートタイムで勤務している保護者のニーズ等を踏まえ、一時預かり事業等を実施している。当該幼稚園は、預かり時間を15時までとしており、短時間の勤務をしている保護者の利用が多く、現状は、これらの保護者のニーズと合致している。（1 幼稚園）</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査対象のうち、一時預かり事業等を実施している21幼稚園及び17認定こども園に聴取した結果について整理した。

表3-3-11 「幼稚園における待機児童の受入れについて」（平成28年4月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、文部科学省初等中等教育局幼児教育課、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課事務連絡）（抜粋）

<p>1. 対象自治体について</p> <p>以下に示す待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組（以下「緊急対策」という。）は、<u>厚労省通知</u>と同じ自治体を対象とするものであること。（以下略）</p> <p>2. （略）</p> <p>3. 就労家庭の3歳児等の受入れについて</p> <p>(1) 幼稚園における受入れ促進</p> <p><u>待機児童解消が喫緊の課題となっていることに鑑み、幼稚園においても、就労家庭の3歳児（主として2号認定子ども）等について、地域の状況に応じて、認可定員の空きを活用して受け入れた上で一時預かり事業（幼稚園型）により長時間の預かりニーズに対応することや、一時預かり事業（一般型）の定期利用等により受入れを行うことを積極的に検討いただきたいこと。</u></p> <p>(2)、(3) （略）</p>
--

(注) 下線は、当省が付した。

表3-3-12 「「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇児発0407第2号）（抜粋）

<p>待機児童解消に向けて緊急的に対応する取組（以下「緊急対策」という。）については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>平成27年4月1日現在の待機児童数が50人以上いる114の自治体</u> ・ <u>平成27年度の受け皿拡大に積極的に取り組んでいる（受け皿拡大量の計画が150人以上拡大している）196の自治体</u> <p>から重複を排除した別表の227の自治体を対象としているが、例えば就学前児童数に対して待機児童数の割合が高い自治体など、上記227以外の自治体であって、積極的に待機児童解消に向けて取り組むことを希望する自治体も対象としているので、当該対象自治体においては、緊急対策に掲げるメニュー等により、待機児童解消に向けて積極的に取り組んでいただきたい。</p>

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 本通知は、表3-3-11にある「厚労省通知」に当たるものである。